

第三十九回国会参議院建設委員会會議録 第九号

昭和三十六年十月二十六日(木曜日)

午前十時二十四分開会

委員の異動

本日委員小山邦太郎君辞任につき、その補欠として安井謙君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 後藤 義隆君
理事

田中 清一君
武藤 常介君
村上 春藏君
内村 清次君
稲浦 鹿藏君
岩沢 忠恭君
小沢久太郎君
紅露 みつ君
西川甚五郎君
田中 一君
藤田 進君
田上 松衛君
小平 芳平君
村上 義一君

委員

国務大臣 中村 梅吉君
建設大臣 藤山愛一郎君
国務大臣 藤山愛一郎君
政府委員 菅 太郎君
経済企画庁長 曾田 忠君
経済企画庁長 曾田 忠君
建設省河川局長 山内 一郎君

事務局側

常任委員会 武井 篤君
専門員 武井 篤君
説明員 武井 篤君
建設省河川局長 鮎川 幸雄君

滋賀県知事 谷口久次郎君
次 谷口久次郎君
参考人 谷口久次郎君
滋賀県知事 岩上 二郎君
日本大学教授 鈴木 雅次君

本日の会議に付した案件

○水資源開発促進法案(内閣提出、衆議院送付)

○水資源開発公団法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(後藤義隆君) たいいから建設委員会を開会いたします。

水資源開発促進法案、水資源開発公団法案、両案を議題といたします。

両案につきまして参考人の方々から御意見を聴取することにいたしました。

御出席いただきました参考人の方は、滋賀県知事谷口久次郎君、茨城県知事岩上二郎君、日本大学教授鈴木雅次君、以上の三君であります。参考人の方々におかれましては御多忙中のところ御出席いただきましてありがとうございます。

どうぞ忌憚のない御意見を聞かして下さるようお願いいたします。それではこれから御意見を伺いたいと存じます。時間の関係上お一人

十五分程度にお願いしたいと思っております。委員会の運びはまず参考人の方からの御意見の御開陳が全部終わりますから、委員各位よりの質疑にお答えをしていただきます。それは初めに谷口参考人をお願いいたします。

○参考人(谷口久次郎君) 私は滋賀県知事の谷口久次郎でございますが、われわれ水資源二法案は初め衆議院へ提出をされました当時、上流の流域府県のわれわれとしましては非常にまあ不満と申しますればはなはだ失礼でございます。幾多の不満な点を持つていたということでありまして、それにつましては、われわれはこれに對してぜひともっと実情に合うような修正をしていただきたいということに常に強調いたしましたところが、まあ衆議院において相当修正をしていただきまして、われわれも幾多希望の点が入れたらというところは非常にうれしく、しかも、まだわれわれの要望しておりますが、しかし、まだわれわれの要望しております点が完全にいれられたいというところは申しません。今後参議院において十分ひとつ御審議の上、われわれの要望を少しでもいれていただくようにお願いしたいと切に希望してやまぬ次第であります。

私は、御承知のとおり水資源と申しますも、これは琵琶湖が主体でございます。いまして、他の水資源の県とはおのずから利害関係も異なるものがあるように思いますので、それで私がきよう申し上げることは主として琵琶湖について

の関係を申し上げたいと思っております。あるいはこの関係から申しますと、茨城県とあるいは似通ったような利害関係を持つておるのではなからうかと思われましますけれども、しかし琵琶湖は何と申しまして大きい水資源の関係がありますので、非常に異なつたものがあるということを御了承をお願いしたい、かように存じておる次第であります。

まあ琵琶湖は御承知のとおり、滋賀県の六分の一という面積を持つておるのであります。それで琵琶湖の下流には一千万という住民がおる、そしてそこには日本でも四大拠点と申しますところが、四大拠点でなしに私としては二大拠点の一つとしての工業を持つておるというふうなことから、非常に近ごろ水を要する、この水が足らぬために地下水を掘っていくというような関係から、大阪あたりでも地盤が年々沈下をして将来非常に心配の多い事態が生じておりますので、それでわれわれ滋賀県としましては、そのときにこの水をたたいえておる琵琶湖というものが上流にあるという以上は、われわれは同じ近畿に繁栄をとにもする地帯に住んでおる者としては、どうしてもこの際この水を開放をして下流のために利用していただいて、そして今後この繁栄がこれによって行き詰まることのないようにという考えを持つておりますので、この水資源を開放するということについてはいささかもやぶさか

でない考えを持つておる次第であります。したが、しかしそれだけに非常にこの関係が広範にわたりますので、単にダムをこしらえてそこから水を流すというふうなことから考えましても、たいへんその関係が深刻でありかつ広範であるというふうな関係がありますので、われわれは水はあくまでも流すけれども、これは県民に被害が生じた場合には、あくまでもこれは補償してもらいたいということを建前としておる次第であります。

私は、最初この水資源の二法案を拝見いたしましたときには、これはどうもこの法案は法の建前からすれば、こういうことではなければならぬのかと思ひますけれども、いかに上流県の犠牲において下流県に据え膳を食わせるといふ感じがしたのであります。これはおさまらぬぞというところで、いろいろ県の関係も研究して参つた次第であります。御承知のとおり琵琶湖は年間五十四億トンと申しておりますけれども、大体六十億トンぐらいの水を下流に流しておるということになります。ところがこれは明治時代におきましては、上流の山林が非常に繁茂しておつたというふうな関係から、水は年間大体通じて平均化されて流れておつたのであります。ところが近ごろ上流の山が荒廢いたしましたので、これが洪水時には非常に大きな水が出てきてそして滋賀県内を荒らすばかりでなしに、下流も非常に被害をこうむるというふうな関係があります。

でない考えを持つておる次第であります。したが、しかしそれだけに非常にこの関係が広範にわたりますので、単にダムをこしらえてそこから水を流すというふうなことから考えましても、たいへんその関係が深刻でありかつ広範であるというふうな関係がありますので、われわれは水はあくまでも流すけれども、これは県民に被害が生じた場合には、あくまでもこれは補償してもらいたいということを建前としておる次第であります。

私は、最初この水資源の二法案を拝見いたしましたときには、これはどうもこの法案は法の建前からすれば、こういうことではなければならぬのかと思ひますけれども、いかに上流県の犠牲において下流県に据え膳を食わせるといふ感じがしたのであります。これはおさまらぬぞというところで、いろいろ県の関係も研究して参つた次第であります。御承知のとおり琵琶湖は年間五十四億トンと申しておりますけれども、大体六十億トンぐらいの水を下流に流しておるということになります。ところがこれは明治時代におきましては、上流の山林が非常に繁茂しておつたというふうな関係から、水は年間大体通じて平均化されて流れておつたのであります。ところが近ごろ上流の山が荒廢いたしましたので、これが洪水時には非常に大きな水が出てきてそして滋賀県内を荒らすばかりでなしに、下流も非常に被害をこうむるというふうな関係があります。

でない考えを持つておる次第であります。したが、しかしそれだけに非常にこの関係が広範にわたりますので、単にダムをこしらえてそこから水を流すというふうなことから考えましても、たいへんその関係が深刻でありかつ広範であるというふうな関係がありますので、われわれは水はあくまでも流すけれども、これは県民に被害が生じた場合には、あくまでもこれは補償してもらいたいということを建前としておる次第であります。

私は、最初この水資源の二法案を拝見いたしましたときには、これはどうもこの法案は法の建前からすれば、こういうことではなければならぬのかと思ひますけれども、いかに上流県の犠牲において下流県に据え膳を食わせるといふ感じがしたのであります。これはおさまらぬぞというところで、いろいろ県の関係も研究して参つた次第であります。御承知のとおり琵琶湖は年間五十四億トンと申しておりますけれども、大体六十億トンぐらいの水を下流に流しておるということになります。ところがこれは明治時代におきましては、上流の山林が非常に繁茂しておつたというふうな関係から、水は年間大体通じて平均化されて流れておつたのであります。ところが近ごろ上流の山が荒廢いたしましたので、これが洪水時には非常に大きな水が出てきてそして滋賀県内を荒らすばかりでなしに、下流も非常に被害をこうむるというふうな関係があります。

でない考えを持つておる次第であります。したが、しかしそれだけに非常にこの関係が広範にわたりますので、単にダムをこしらえてそこから水を流すというふうなことから考えましても、たいへんその関係が深刻でありかつ広範であるというふうな関係がありますので、われわれは水はあくまでも流すけれども、これは県民に被害が生じた場合には、あくまでもこれは補償してもらいたいということを建前としておる次第であります。

私は、最初この水資源の二法案を拝見いたしましたときには、これはどうもこの法案は法の建前からすれば、こういうことではなければならぬのかと思ひますけれども、いかに上流県の犠牲において下流県に据え膳を食わせるといふ感じがしたのであります。これはおさまらぬぞというところで、いろいろ県の関係も研究して参つた次第であります。御承知のとおり琵琶湖は年間五十四億トンと申しておりますけれども、大体六十億トンぐらいの水を下流に流しておるということになります。ところがこれは明治時代におきましては、上流の山林が非常に繁茂しておつたというふうな関係から、水は年間大体通じて平均化されて流れておつたのであります。ところが近ごろ上流の山が荒廢いたしましたので、これが洪水時には非常に大きな水が出てきてそして滋賀県内を荒らすばかりでなしに、下流も非常に被害をこうむるというふうな関係があります。

でない考えを持つておる次第であります。したが、しかしそれだけに非常にこの関係が広範にわたりますので、単にダムをこしらえてそこから水を流すというふうなことから考えましても、たいへんその関係が深刻でありかつ広範であるというふうな関係がありますので、われわれは水はあくまでも流すけれども、これは県民に被害が生じた場合には、あくまでもこれは補償してもらいたいということを建前としておる次第であります。

ので、今度の琵琶湖の水資源の問題と申しますれば、この水を平均化してそしてすべてを有効放流するということが今度の水資源問題の目的であらうと思ひますので、そういうことになりまして降雨期でないときには琵琶湖の水がどんどん減つてしまつて、ときによつても二メートル、三メートル、四メートルというように水位を低くしなければならぬという関係にあるらしいのであります。これが降雨期になつて元へ復元するというようなことによつて、日々の流れていく水量というものを平均化し、これを有効化するということに帰着するのであります。それが、そういうことになりまして、今の琵琶湖のいわゆる平均水位、平常水位と申しますのは、大阪湾の干潮時における八十五メートル六十五センチというものがいわゆるゼロ点となつて、そこに水位を置いておるということとであります。その水位からもしも一メートルあるいは二メートル、三メートル場合によつては四メートルというやうな水を下げることになりまして、滋賀県のこうむる被害は非常に大きいということになってくるのであります。しかしながらわれわれはそうしなければ下流の繁栄を維持することができない、こういうことであればやはりこの琵琶湖を利用して、そして下流に流す水を皆有効化して流すということとはこれはどうしても避けることのできない問題であり、またわれわれとしてもこれにはきん然として琵琶湖の開放をしなければならぬ、こういう観点に立つておる次第なのであります。

しかしながらこの琵琶湖は御承知のとおり、私は衆議院では、この琵琶湖のできたというところは三千万年ほど前にできたということを學者から聞いておるが、近ごろ京大あたりでよく研究してもらつた結果が、琵琶湖はちやうどできてからはつきりと四百万年はたつておる、こう言われております。これは世界で一、二を争うほどの古い湖である。しかしこの古い湖がまだに非常な若さを持つてゐる、ということには、その陥没する状態あたりは、いまだに年々陥没している、非常な若さを持つてゐると言われているのであります。そんな関係で四百万年もたつてゐるという関係から、滋賀県民はこの琵琶湖といふものと生活は全く一体になつてゐるということとあります。山の奥に住んでおつても琵琶湖との関係は、生活的にもあるいは経済的にも、これと関係なしには滋賀県には住むことができないと言われるほど、非常に県民生活といふものと関係は深いということとであります。そんな関係から、もしこれが今度のこの水資源との関係において、そして単に下流のために利用するのじやないということ何らの補償もなく、何ら滋賀県民の生活ということに考慮を払われぬというやうなことになるましたら、それこそたいへんな事態が起つてくるということとあります。私は衆議院でも申し上げたのであります。私は、単にこの上流においてダムを一つこしらへるというだけのことでも、あの蜂の巣城といふやうなあつた事態が生じてくるのであつて、琵琶湖はやはり県民全体に影響を持つということであるから、これをいゝやうな水位を上下して、そして利用しよう

というやうなことになるかと、これに對して何らかの措置を講じてもらふということではなかつたら、おそらく県民から猛烈たる反對が起つてきて、遂には収拾することのできぬやうな事態が起つてくるのじやなからうか。こう申し上げておつたのであります。私はそのときにこれに不用意にさわるということになつてきたら、おそらく滋賀県民、まあ昔で申しますれば十個師団くらいの人間が琵琶湖の周囲にスクラムを組むといふぐらゐのことは一時間も待たずにできると、こう言つておるのであります。そういう関係で他の水資源の関係よりは非常に深いということとあります。

そういう次第でありますので、私はあくまでもこの補償といふこと、これは完全にやつていかねばならぬといふことがわれわれの主張なのであります。ところがこの補償をしてもらうと申しましても琵琶湖の今度の水資源の指定された関係ができて参りますと、第一番にあらゆる点に影響を及ぼすのであります。そのうちで最も大きいものはやはり漁業の問題である。漁業に及ぼす影響といふものは、それから湖上交通の問題、これは近ごろ陸上交通が発達いたしました昔のやうな状態ではありませぬけれども、以前この陸上交通の発達せぬ時代でありましたら、それこそ指一本さすことのできぬやうな状態でありまして、この湖上交通の問題、それから港湾の問題、港湾が水が単に低下したといふことであれば港湾の仕方もありましようが、それがまた復元してきて元のものになつていふやうなことになるて参りますと、もう滋賀県には港湾といふものは

用をなすものがないといふやうなことになるて参るわけでありまして、それからもう一つ大きな問題は河と申しましても滋賀県は琵琶湖あることによつて観光県として生きていくといふことであります。近ごろこれが国際観光的な関係も生じて参りまして非常に将来を期待されるやうな関係が生じておりますので、この点についてもわれわれは十分なるひとつ補償をしていただきたいといふことを申し上げておるのでありまして、これについてはいろいろ構想を練り、またいよいよこれが水資源として指定される場合にはその点についての構想も十分にしておいたでけるものと、かように存じておるのであります。が、今申し上げましたやうにわれわれの補償と申しましても、金をもらへば済むといふものは漁業だけであります。漁業関係は金で済ませる問題も多々あるものでありますけれども、その他の関係はすべて施設でやつてもらうといふことであります。この施設がわれわれの要望に副わぬといふことになつてくると非常に問題が多いといふこととあります。かりにまた現在はそのやうなことは直接見えて参らぬにしても、やはり水位が低下するといふことになれば、当然この地下水が低下をしていくといふこととあります。そうなりますと、やはりこの飲料水の問題にしましても、あるいはまた灌漑水の問題にしましても、非常に影響を受けて、これがどうなつていくのかといふことは、われわれも實際現在においても関心の中心をなすものなのであります。で、そういうことは、幸いにして地下水の低下はわれわれの心配するほどのものではなかつた

といふことであれば大へんけつこうだと思ひますけれども、私はいろいろこの一つの工事をやるうても地下水が低下するやうな現象が起つて、これに對する補償といふやうなことに現在でも苦心しておる問題があるのであります。それから、これを三メートル以上も水位を低下するといふことになりまして大へんな事態が起つてくるであらう、これらに對してはどういう対策を講じていくかといふこと、むしろこれは琵琶湖の水を逆流して、そしてそこに簡易水道を作り、上水道を作つていくといふやうなことも必要でありまして、河川の上流にダムを作つて、そして必要のときにはそれを流してそして灌漑用水に使うとか、いろいろさういふことをしなければならぬのであります。が、それが前の法案であります。といふやうな水源の涵養とか保全とかいふ文字はどこを探してもなかつたので、われわれは非常に不満を持つて、これはぜひとも入れていただきたいといふことを申し上げておつたのであります。ところが、幸いに衆議院においてはそれが修正されました。どうかひとつ参議院におかれまして、もうした点について十分ひとつ御研究をいたさまして、われわれの不満のないやうにひとつやつていただきたい、かように存じておる次第なのであります。

そんな関係から、琵琶湖の問題は他の水資源といふものとは非常に異なつたものがあり、またそれが県民生活といふものに深刻な関係を持つておるといふこと、もしこれををおろそかにするといふことになりましたら、それこそ県民生活の上には救ふことのできぬ

ような事態が超えてくるのじやなかろうか、その点を私は非常に心配をしておるというところであります。ところが今申し上げましたようにわれわれは現に現在の琵琶湖でも非常に苦しい経験をなめておるということであり、昔は琵琶湖は結局最後は瀬田川へ流れるということで、あそこ一本へ水が流れていくということでありまして、あそこで水を操作をするということ、南郷というところに洗せきができておりました、その南郷の洗せきによって水位の上下をはかつて、そしてこの洪水時であるとかあるいは洪水時であるとかというように、あそこで操作をしておるのではありません。ところがこれを琵琶湖のために操作されるかとおししますと、洪水時になるかと全下流のために操作をされるかというところであります。あの淀川水系のちようど淀川の沿岸において水位が四メートル五十とか四メートル八十というところへ達しますと、これは危険水位であるということ、あの南郷洗せきの開門はどんな洪水でもびんと締め切ってしまう、そして滋賀県に水のたまるということ、あるいは家屋へ浸水するとか、あるいは田畑に冠水するということがおこまいたしにそれやっておるというふうな状態で、これあたりも滋賀県民は非常に不満を持っておるのでありますけれども、昔の時代にならうというので、県民はそのことに對して何らの発言もせず、何らすることも申し上げずこれができてしまったというふうなことで、それがためにあの伊勢湾台風のときには船に對してだけでも六億円という被害を農民は受けておるのであります。ことしあ

たりのこの六月の出水のときあたりでも、農家の受けた被害というものはもう計算上のものがあると思われまうので、植えた稲はすっかり腐ってしまつて、あるいは岡山県へ行つて苗をもうてくるとか、滋賀県内の他のところから株分けをして供給するとかいうようなことで、それを埋め合わせをしたのであります。それが全く下流の利害のためにそうやられておること、南郷の洗せきが開放されて、そしてそれがほとんど水は思う存分はかすということであれば、滋賀県はほとんど被害というものはないのであります。ところがこの下流においては、そうなつて淀川沿岸というものが危険に瀕し、またそれが決壊を生ずるということになりましたら、この前大洪水を超えて淀川の沿岸が決壊いたしました。そのときは局部的にでも一十億というふうな被害があつたというところで、いわゆる大の虫を生かして小の虫を殺すということ、そういうことのために滋賀県民はそのことを宿命のごとく思つて忍んでおるということなであります。

しかしながら今度は、ここで申し上げても事態はおわかりにならぬと思ひますけれども、琵琶湖に一番狭いところがあるのではありません。その狭いところ、今度堰堤をこしらえて、これを南と北との琵琶湖と分けて、北の琵琶湖で操作をしてそして水位の調節をはかつていく、こういうことになつておられますが、ここにそうした施設が生じたときには、これの管理ということに對して、われわれはやはり一つの強い発言を持つということになしに、公団等でそれが思う存分に操作されるということになつたら、今度はもう堰堤にひとしいような事態が起こるのではないか、この点あたりは私は特に心配をしておるのであります。むしろこの管理規程というものは、どうしたことに對してや、そして議會においてよく御審議を願つて、そしていろいろ御発言の中に、地方は非常に不満を持ち、また被害を甘受しなければならぬということのないように御配慮をいただきたい、かように存じておる次第なであります。

私はこの法案についてはまだいろいろ七カ条ほどの修正要望というものを持っておるのであります。そのうちの幾つかは満ちたものであります。それはありますけれども、まだ幾つかが修正をしてもらいたくない点が多いのであります。それ、しかしながらいろいろの事態を御考慮をお願いしなければならぬ点において、われわれ満足をするというところは、これは時によるとむずかしいのではなからうかという心配を持っておるのであります。しかしながらこの審議の御過程におきまして、十分われわれのこうした事態を御了察をいただきまして、そして十分御審議をいただき、そして被害を少しでも少なくするというところに御高配をいただきた、切にこのことをお願い申し上げます。

○委員長(後藤義隆君) ありがとうございます。次に岩上参考人にお願ひいたします。○参考人(岩上二郎君) 茨城県知事の岩上二郎でございます。水資源二法案につきまして茨城県知事として、また水資源の知事として意見を述べさせていただきます。

私は、水は人間の歴史とともにあるものであつて、したがつて治水と利水というものは同時に計画され実施されるべきものであるという基本的な観念を従来持つておる一人でありました。その観点からいたしまして、水そのものに對する従来國の政策は、どちらかといへば治水に重点が置かれて、利水面がむしろないがしろにされて、またうらみがあると思つておりました。今日その反動といひますか、そういう要求が非常に強く表面に出て参りました。このたび提案されました二法案という問題も、当面の緊急対策として過度集中地帯へのある程度の水の供給はやむを得ないことと考えられるのでございまして、たまたまやはり未開発水源地におきましても用水を確保し、今後の開発計画を充実させていく必要があることを痛感せざるを得ないのであります。

ここで利根川あるいは利根川について若干申し上げておきたいと思ひます。利根川は江戸川を洪水から守るために、徳川幕府の手によつて遠く鉾子につけかえられた河川でございまして、このときから本県は毎年のように洪水の危険にさらされて、その犠牲を負つて参つたわけでございます。明治の末期から改修工事が進められて参つておりますが、最近における特に治水関係で利根川水系

直轄工事の本県分担金等を御披露申し上げます。昭和二十八年から三十四年までが実に二十四億二千九百万円、三十五年以降は推定でございますが約五十三億、これを本県の分担金として背負う、こういうふうなことになると思ふのであります。これが本県の財政を従来あるいは今後とも非常に大きく圧迫する要因となつておるわけでありました。また一方利水面におきましては利根川は農業用水としてわずかに毎秒十トン程度の水を季節的に使用して、おるにすぎないのであります。しかも現況ではこれ以上の利用の拡大は困難であると思はれるのであります。しかし、霞ヶ浦は面積二百八十八平方キロの琵琶湖に次ぐ本邦第二の湖沼でありまして、毎秒四十トンの水が流れておりまして、國家的見地からいたしまして、今後の大きな開発が期待されると思ふのであります。本県といたしまして、この水資源を利用して、たまたま逆水門がずつと建設省の手によつて着々工事が進捗されておるわけでありまして、湛水して利用される。こういうことになりまして、この水資源を活用する意味におきまして、太平洋に面した鹿島地帯に渾を中心とした臨海工業地帯を造成いたしまして、地方の開発あるいは國民經濟の發展に寄与させたいと思ひまして、目下計画調査を進めておる段階でございまして、その他霞ヶ浦の周辺、土浦、石岡方面におきましても目ざましい工業群の進出を見ております。これらの工業用水あるいは生活用水あるいは周辺の農業用水の需要の増大に對しまして、ぜひとも必要な水量は確保しなければならぬと存じておる次第でございます。

それは本県の例を申し上げるまでもなく、他の水源県といたしましても、おそらく同様の事情にあるだろうと思うのであります。要は、その地域の開発のために必要な水はあらかじめこれを確保し、府県の総合開発計画に對しまして十分な考慮と合理的な調整をはかつていただきたいと思います。

こういう観念に立ちましてこの二法案を眺めた場合に、水に対する總体的な配慮というものがどうも乏しいように感ぜられるのでありまして、緊急やむを得ざるもののみが表に出ておるうらみなしとしないのであります。これがためにまず第一に水源県の均衡ある開発発展と、用水確保につきまして十分御配慮を願いたいと思うのであります。

で、促進法第一条、これは衆議院で修正されておりますが、原案では既成工業地帯あるいは大都市への水の供給が主たる目的でありまして、水源県に対する配慮が乏しいばかりでなしに、このことは国民所得倍增計画にうたわれております地域格差の是正とか、あるいは工業及び人口の地方分散の問題あるいは過度集中の弊害を除去する、こういうねらいを持ったたとえば首都圏整備法その他の一連の法令に示されております国策と基本的に矛盾するものではないだろうか。こういうふうな考え方も生まれてくるわけでありますで、私はあくまでもこのような大きな国策に沿うて政府が工業及び人口の過度集中を大いに抑制して、地方開発のために必要な用水の確保をはかるとともに、地方開発計画に對しまして、よ以上の積極的な協力をなすべきもの

であろうと思ふのであります。

第二でござりますが、この法律によつて指定された水系の河川の直轄工事、これは従来から主張し続けて参つたのでございますけれども、全額国庫負担によつて施行されるべきが至当であらうと存するのでございまして、この点につきましては、河川法の改正というものが必要でございましょうが、少なくとも指定水系等につきましてかかるべきものと思うのであります。

それから第三でござりますが、都道府県知事の意見を聞くということを協議に改められないであらうか、こういうひとつの法律上の解釈の問題でございます。今まで国会の御答弁その他の御説明で、意見を聞くということとは意見を聞き十分に尊重していくという意味であるといわれております。しかしまた協議するということも十分に話し合いをし、万一協議が整わないときは事を進めない、こういう意味であると御説明されておられるようであります。その限りでは、その法案の文面に格別拘泥することはないかのように考えられるのでありますが、今の大臣、局長がこのお気持でありまして、いつまでも今の地位におられるものではなくて五年、十年の先に問題が起きたときには、結局法文がものをいうことになると思うのでありまして、時と場合によつては協議が整わないときでも事を進める場合が、法文の文理解釈上生まれてくるのではないであらうか、こういうふうに思うのであります。協議がととのわない場合はやらないということならば、簡単に通常の同意というようなことに直してもいいのではないであらうか。今の姿では永久にこの問題

をめぐって疑問が残ってくるのではな
いだらうかと思うのでありますが、し
かし協議という用語が法令上あるい
は慣習上といえますか、同意までを
要求されている協議ということであ
るならば、それも百歩譲りまして、そ
ういう協議は同意まで要求されてい
る内容を持っている協議なのだ、こ
ういうふうに解釈せよというならば、
その意味で解釈をしたいと思うので
あります。そういう立場に立った場合
に、基本計画あるいは事業実施方針
あるいは施設管理方針等を進めるに
あたっては、関係都道府県知事に協
議しなければならぬ、こういうふう
に修正をされてはどうだろうか、こ
ういうふうに思うのであります。何
となれば

従来の立法例等によりまして、監督官庁あるいは政府機関と地方機関との関

係においては、協議するという用語を用いなくて意見を聞くという形をとつ

ているというお話を、たびたび衆議院などで政府委員のほうから答弁がなされているようにございますが、河川法上の知事としてならば機関委任の事務の取扱いでございますので、これは上下の關係という考え方に立ちますれば意見を聞く、こういうふうなことでもいいと思うのでありますが、少なくとも住民を代表し別の観点に立つて、地方自治本来の義務いわゆる地方住民の利益福祉を増進していく、あるいはまた総合開発をさらに進めていく、こういうふうな地方行政の長としての知事に對しては、協議というものがやはり必要ではないだろうか。公団法によりますれば、公団と知事との間においては協議という言葉が使われているならば、やはり大臣が知事に協議して

も何ら差しつかえないものではなからうか。なぜその内閣総理大臣と知事との間においては意見を聞くということになつておるのかということがちよつと問題ではないだらうか、やはり協議という名称にされてもいいのではなからうか。公団と知事との間において協議という字句に修正されておりますが、大臣が知事に協議しても何ら差しつかえないものではなからうかと、このうふうに思うのであります。私はまあ全国民の要望にこたえてこの水を十分に活用されて、だれにも喜ばれるようなりつぱな法案ができますることを心から祈つておる次第でございます、以上私の陳述を終わりたいと存じます。

○委員長(後藤義隆君) ありがとうございます。

次に鈴木参考人をお願いいたします。

○参考人(鈴木雅次君) まず水資源開発促進法案についてありますが、わが国におきまして特に近年相次ぐ水害の激甚と急速なる産業発展に伴い、用水需要の増大に対応して治水、利水の水総合的解決が強く迎えられております。この際、水資源の開発を合理的に促進することを主眼とするこの水資源開発促進法の制定は、最も時宜に適したものであると思います。むしろその制定のおそかつたというような感じがいたすのであります。また水の開発が自来ややもすれば官庁間の権限の關係から総合性を欠くうらみがあつたのにかんがみまして、制度的にも一歩前進したものだと思ひまして、この法案に賛意を表するものであります。

次にこの公団法案についてであります。

すが、これは開発のやりようによりましては、わが国に恵まれた非常な大切的な資源であります水の開発事業を国家的見地から推進する事業主体の必要性、及び利水関係諸施設の建設と管理とを一元的にに行ない得る等、その適切な運営の見地から公団の設置も時宜に即したものであると考え、本法案にも賛意を表するものであります。

しかし以上のように私はこの河法案の成立を期待する一人であります。が、次の三点につきまして意見を述べさせていただきますと思います。その第一点は、開発法の第一条の、これはちょうどいした説明資料によりますれば、その法律の対象地域が大都市等とありますが、もし大都市のみの用水確

保を主として考えているというならば、大都市における工業人口及び所得は、他の地方に比してますます増大することになりまして、現在一般に最も望まれております過大都市の防止、低開墾地の振興、あるいは地域格差の是正などはむしろ逆行の結果を招致するおそれがあります。今日既成の大工業地帯以外の地方を求めて工場を分散して立地せんとするものの大きな理由の一つといたしまして、既成大工業地帯の水不足のため、水の潤沢にして低廉なる他の地方へ移動しようとする実例がすでに多く現われてきております。すなわち工場の集中から生ずる大きな弊害を修正し得るものは用水であるときえいいうことができると思うのであります。しかるにもし大都市だけの用水の開発が優先的に促進されて用水の確保が約束されることになりますれば、他の一般的の工業立地因子の劣る地方などへ工場を立地するものがだん

にお考えになつておるでしょうか。その点をお聞きしたいと思ひます。

○参考人(鈴木雅次君)　ただいまお話の点は第三条の關係都道府県知事の意見を聞くと、こういう点が第一のお話のようであります。この点について私は先ほどまあまあと云つたのは、こういう内容についてももちろん考へての上であります。すなわち条文としてはこれはやむを得ないのではないかと思ふのであります。またもう一歩進むやうなことになるかと、結局またやまらぬのではないかと、決定しないののではないかと、起こり得るのではないかと、また地元關係当局者にとつても困ることも起こるのであります。まあ一応こういうことにしまして、十分内容において双方納得のいくやうな運営が行なわれることによつて十分ではないかと、私はその点は思ふのであります。

それから期間におきましては、これはお話のように延ばしたほうがいいか

と思ひまするが、これはなかなか私どももこういふようなことにかつて關係いたしてきただけでありまするが、延ばしてもまとまりがつかないこともあります。まあできるだけ早く解決し、しかもそれは長年の懸案でありまするから、今さらに新しく内容について研究するといふようなことも必要でもないのではありませんから、三十日なら三十日でもいいといふふうに思ふのであります。

それから補償の問題はこれは当然であります。御承知のように新しい開港方式が打ち出されます場合におきましては、二方においては利害の反する者もあります。さような場合におきまして

て十分の補償の確保されることは、いかなる場合においても当然のことと存ずるのであります。

○田上松衛君 最初の三条に関するところですが、鈴木参孝人のお話ではまあお納得と了解でやっていけば、それでお聞きいたします私の立場といたしても、納得と了解を得ることのために関係都道府県知事の意見を十分ここで尊重すると。しかし尊重するというところでは不十分であるから、ここで同意ということと言葉がきつければせめて協議といたところまでいかなければ、いつまでいったってできないんだという建前で、お互いの協議がととのわなければどうするかということを懸念されるかばら今のようなお言葉になったんだらうと思うのですけれども、問題は出発

点、ここから規定すればいいんだろうと思うのです。さっき谷口参考人も言われましたように、一つの例として熊本県の下釜ダムの例をお引きになったのですが、私ども常にああいうような問題と問題を心配をしておるのです。あのこと自体だっても初めから高圧的に出なければ、あるいは出先機関がもっと政治的な手腕を持ちまして、努力したと

いたしましたならばあれほどまでにならなかつただろうと、こう考える時分にやはり頭から意見を聞きさえすればいいんだということでありますならば、そのこと自体納得と了解を求むることに大きな支障を来たすのではないか。もつと持っております上流の府県におきまして、これを広く開放し利用のために供給しなければならぬと、これは國土開発の上からもあるいは産業の高度成長の上からも当然必要だという点については、もう十分に解

されておるといふこの立場に立つてのことなんです。ただ初めのことを、何か対立的な関係にあるんだと、こう考えないで、わかった同士があとに災いを残さぬように、あるいは事業の進

行中にむたむたを起こさぬようにという懸念の上からいきますならば、やはり関係都道府県知事と協議していくと、いう形をとることがいいのじゃないののか、まあこういう意味で申し上げておったわけなんです。繰り返すようですけれども、もう少しその点について突っ込んだお考えをお聞きしたいと思えます。いやそれでもいいんだと、このことをむしろ実現さすことのためにはかえって協議とか同意とかというような文字はじやまになるんだとお考えになりますか、どうですか。

○参考人(鈴木雅次君) これは私の意見ではありますが、かつてこういうような具体的の問題に長年関係した経験からいたしますれば、むしろこの程度で差しつかえないというように考えております。そのほかのことは御意見の違いでありますから、遺憾ながら十分御説明を申し上げることができないと存じております。

○田中一君 私あとから来て今御発言の内容を伺ったのですが、鈴木さんに伺いますが、これは衆議院の修正した案を御承知ですね。特定水糸のみでなく広範にやれという御意見のように伺いましたが、そうするとだれがやるのですか。公団がやれという御意見なんです。国がやれという御意見なんですか。

○参考人（鈴木雅次君） この点は私は先ほど申しましたように水系の指定以後ではいけない。つまり指定以前にお

いて調整すべきものである。そうでないといふ全国的の産業の配分、また人口の配分、地域格差の是正というような問題との調整が困難であると、こういう意味を申し上げたのであります。

○田中一君 どうも、今鈴木先生のおっしゃっているニュアンスを私じかに聞かないものですから、間違ったら失礼します。私もこういう考え方を持っておるのです。今回のこの二つの法律案というものは必要悪として認めなければならぬのじやないかという気持なんです。必要悪ですね。こういう促進法なり公団法という形式でなくていいんだと、国がじかにやればいいんじゃないかという考え方に立っておるのです。しかし先ほども御発言になつたように、今まで各省、水の管理権と

申しますか、利用権と申しますか、そういうものを持っている各省がセクトがあつて一本にならないから、一歩前進じゃないかというお説も認めてもよろしいと思うのですよ。しかしそれは元になるのは何かというとなぜ水の利用についての意見が一致しないかという点にあると思うんです。そうするとその責任の所在というものはやっぱり

り政府にあるんじゃないかと思うんです。総理大臣の下に各閣僚がおつてその下に事務次官並びに各関係の技術家なり国家公務員がおつて、民族のための一つの大的目的がわかつておりながらそれが調整できないというところに問題があるんじゃないかというふうに思う。当然国がすべきである。あえて公團方式をとらぬでも、やれるではない

か。あえて水資源開発促進法という銘を打たなくてもやれるではないか。お説のように国土総合開発計画という根

本の全国的な視野から来るところの計画があるわけなんです。これが実施されないところに問題があるだろう。ねろんこの中に茨城県の利害と滋賀県の利害が相反する場合があるということこと

もあり得ると思います。したがってこの方式が一步前進だという見方ができると同時に、この一步前進とは何かというところ、政府の政治力の足りなさがこれだけで補えるのじやないかということですが、消極的なことを言います。それから水なんというものは空気が太陽の熱と同じように、これはもう民族の生存上必要なものであつて、もはやこの問題はこういう形式で論じなくても当然のものであるという見方を私はしているわけなんです。それで「特定」というこの文字を衆議院が取つて、特

定というものと違った、形をすり変えた内容の修正がなされてありますけれども、私は今回のこの法律の提案というものはです、利根川水系、宇治川水系が主としてこの公団によってなされるのだという特定中の特定として縮めたい気持があるのです、私の気持というのは、それで先生が、特定というものをまた大幅に各水系の利水の面

これを求めたらどうかという御意見に
対しては、ちよつと僕は疑義があるん
ですが、その点はどういうところが公
團方式……じや、先に伺いたいのは團
がすべきであるという私の主張に対し
て、先生、国よりも公團方式がいいん
だというお考えでございますか。

○参考人（鈴木雅次君） 田中先生のお
尋ねであります、これはあるいは国

がやるべきであるという御意見も立つ
かと思ひます。しかし今日の政治の、
これは僕ら門外漢でよくわかりませ

が、一般国民の感情、感覚から来た政治の実態といひますか、行政の実態といふものは一応国民は承知しております。そういうような感覚からして、やはり今の環境あるいは背景からすれば

ば、この公団でやることが水に対する開発のウエートが一段とついで促進されるだろう、これは実情からの一番効果のある方策である、こういう意味であります。根本論に至りまして、これは私ども門外漢でお答えする範圍ではないと存じます。

それから、特定の地域ということについては、遺憾ながら先生とこれは意見が違うのであります。特定の地域があんまり限られますと、その地域内におけるかなり膨大な工業開発計画等を持っておりましてそれらの水が先に確

保されるということになりますと、他の地域が期待しておりまする開発、その工業開発に伴う人口の分散とかあるいは所得の増大というようなことがこれは実現しないんじゃないか、という意味でむしろ大きく国家的な見地に立つて考えるべきだ。幸いに御承知のように全国計画なども策定され、研究されて、これでかなりそういう点

が研究されておりますから、それとの連絡をとってやればいいんじゃないかと、そういう意味であります。もつともこれは特定の地域におきましては水の不足で深刻に困っている問題があります。それは、たとえば生活用水であるとか、あるいは地盤沈下のために地下水をとることをとめたいたしますれば代替水を考えなければいかぬ、こう

いうような問題は、これは何を**おいて**も考えなければいかぬ。これはつまり災害防止になりますから、よほど政

治的にはウエイトをおいてお考えを願いたい。こういうような問題がありま
すから、まずこれは第一にやらなければ
いけません。しかし、新規の開拓地域に
対する水が、そこが優先されて確保さ
れるということになると、このほかの
地域はたいへんなことになるんじゃない
かと、こういう意味を申し上げたわ
けであります。

○田中一君 まことに同感なんです。

私は、各河川の流域変更等も当然し
なければならぬという国家的立場を
持つておるわけです。ましてや水の利
用の面については、これはもう何人も
どの水でも使えるんだというようにな
らなければならぬと思うのです。とこ
ろが前段の御指摘の政治の貧困と申し
ますか、今日の政治的背景の中の社会
においてはこれは不十分だということ
は御指摘の通りだと思ふのです。し
たがって、高度の水利用というものは
当然必要であるのです。今まで宿命
的に維新革命前から各地の水争い、あ
るいは水利権の問題等で争っておりま
す。こういうものを一切なくして、
だれもがどの水でも使えるんだとい
うことにならなければ地域格差等、ま
あ表現されている最近の言葉ですけれ
ども、これらの問題が解決されない、そ
れはもう先生のおっしゃる通りです。
しかしながら今回のこの提案された法
律の内容によつては私はこれはいいけ
ないと見てゐるのです。純粋な議論と
してはもう先生のおっしゃる通りであ
ります。かつまたもつと発展してどこ
でも利用するためには、各河川の水
源というものをあるいは合流して、あ
るいは流域変更して十分に民族のため
の資源として使うべきである、この形

においてはいいけないという気持を私は
持つてゐるわけなんです、それはまあ
こういう言葉が妥当か妥当でないかわ
かりませんが、水の所有権という問題
なんです。国民が水を使うのに一々
だれに断るのかという断る必要は
ないのです。川にすれば、川の流れて
いるところの、自分のたんばを流れる
水は流れる水として利用していいわけ
です。自分の土地から出てしまった水は
もはや自分が利用する水じゃないわけ
なんです。全体からいって水は各国民
全部が共有すべきものであるという原
則に立つて、国民全部がどの水でも自
分の生活のために自分の生存のために
自由に使えるという環境が望ましいとい
うことを申し上げたいと思ふのです。

が求める必要のためには優先してやっ
てもいいのじゃないか。むしろそれに
は人間が生きてゐるための、生活するた
めの水というものはもう先行する。この
形式では私は非常に局限された地域だ
けに限りたいという気持がしているわ
けなんです。

使つてもいいのだというお考えに立つ
か。そのために農業が相当なしわ寄せ
を食つてもこれはもうそれは力は
問題ですからね、どうしても工業用水
が優先される点があるのじゃないかと
いう不安はお感じになりませんか。

問で、これは科学的にも非常に重大な
問題でありまして、私も研究所では
そういう問題は余るか余らぬかとい
うことを掘り下げて研究いたしてお
りまして、大体水の問題は確率の感覚で考
えなければならぬものである。ある
期間におきましては余る、ある期間の
確率を考へる場合には余らぬというこ
とになりますから、おっしゃるやうに
余るとも余らぬとも言えるのでありま
す。そこで確率の負担をどこに産業に
置くか、こういうことになる、学問的
なるのであります。さうな場合に、
かりに工業用水のほうにある程度、確
率の観念を入れて転換するということ
が、先ほどおっしゃいましたように民
族の利益、福祉に大きなプラスになる
ならこれは当然そうやるべきである。
しかし、もつてきた利益をどういうふ
うに国民全体に配分するか、均霑さ
せるかということはひとり水の問題だ
けでは解決できない問題である、いろ
ろの政府の施策等によつて解決すべき
ものである、水だけで解決しろとい
うことは無理ではないか、こういうふう
に思つております。

京都市にても大阪にても兵庫にし
ても、利用する面、涵養する面とい
うおのの主管がございまして、そ
れらのセクトと申しますか、なな賑
り的なおののものだという誤解をする
傾向があるのが、今までの長い間の伝
統的な水に対する争ひのもとと思
うのです。だから国が当然すべきであ
るという考え方に立つておしよして水
資源の涵養もし、水利用のための施設
もこごとく国が直接やたらいいでは
ないか、国がじかにやたらいいでは
ないか。そうしてこれは大体アロー
ンによつて施設を建設していくのだ
という考え方に立つておられます。こ
れも、これも私は疑義があるのですよ。
そういう必要はないのじゃないか。国
が求める必要な産業のためには、民

水が完成いたしましたあの地域に東海
製鉄という富士製鉄の子会社がきて、
あれを工業用水に持つていきたいとい
う考え等を持つておられます。そうし
てむろん愛知県知事も工場を誘致し
ておられます。愛知用水の目的は何か
という上からいって水が余るから他の産業、
工業用水に使おうというやうな考え
に立つておるわけなんです。この水
が余るという余り方の問題ですけれ
ども、私は余らないと見るのも正しい
けれども、余ると見るのも正しい場合
があるのではないかとこの見方をし
てゐるんです。その特定なる産業に
用いるための水、これは特定なるもの
だけであつたらぬからだれも使つて
いいというお考えに上るわけなんです
けれども、あつたらぬからだれも使
つていいというお考えに上るわけなん
です。常時三百六十五日一定の水を
消費していく。早稲のときなどは工
場を止めても農業用水に水を回して
くるかどうかという問題になります
と、私は疑問があると思ふのです。こ
ういふ点について愛知用水の問題一
つとらえておしよしてこれは先生の
分野じゃございませぬ、政治的な利
用の面です。どうかお考えになつて
おられますか。農業用水に作つたもの
が余るという計算が立つたから、そ
れを工業用水に

別な例につきましては、はつきり数字
で私から説明することはできないわけ
であります。さういふやうな場合に
おきましてこれは田中先生のおし
やりましたように、水は民族の福祉
のため、利益のために最も効率のある
高い利用方法をすべきである。これが
やばり水の処理、制度すべてを考へ
るときに一番大事な点である。しか
しこれは関係知事さんからお話の
やうに、やばり水に対しては地元の
ものとして、あるいは一つの伝統
的の感覚もありまして、行政として
はその調整が必要である。だから上
流の利益あるいは下流の利益ある
いは他地域の利益とかいつたやうな
ことも当然ウエイトを置いて考へる
と、こういうわけになります。やばり
もし民族全体の利益というものが、
ある地域において生じたものがうま
く全体に配分されるというこ
とになれば、これはだんだんさうい
ふ点が変わつてくるわけであ
ります。やばり関係地方の感情とい
いますか、その協力を得なくては必
ずみませんから、現実の問題として
は必要である、こういうことにな
るわけあります。

そこで、愛知用水の問題、愛知用水
は例であります。さうな場合にた
とえば工業用水に使うことがいい
か、余るといふことについての御

○田中一君 この二十九年十二月十五
日に報告された国土総合開発審議
会の水制度部会、これは先生もいら
すね。こういう答申の形で出たとい
うことは、どうしてこういう答申とい
うか、これは報告書ですが、報告が
出されたということについて先生自
身のお考えはどうですか。たとえば
三十五人くらいですが、その中
に、小数量見者が一名のものもあ
れば十二名のものもある、あるいは

○田中一君 まことに同感なんです。
私は、各河川の流域変更等も当然し
なければならぬという国家的立場を
持つておるわけです。ましてや水の利
用の面については、これはもう何人も
どの水でも使えるんだというようにな
らなければならぬと思うのです。とこ
ろが前段の御指摘の政治の貧困と申し
ますか、今日の政治的背景の中の社会
においてはこれは不十分だということ
は御指摘の通りだと思ふのです。し
たがって、高度の水利用というものは
当然必要であるのです。今まで宿命
的に維新革命前から各地の水争い、あ
るいは水利権の問題等で争っておりま
す。こういうものを一切なくして、
だれもがどの水でも使えるんだとい
うことにならなければ地域格差等、ま
あ表現されている最近の言葉ですけれ
ども、これらの問題が解決されない、そ
れはもう先生のおっしゃる通りです。
しかしながら今回のこの提案された法
律の内容によつては私はこれはいいけ
ないと見てゐるのです。純粋な議論と
してはもう先生のおっしゃる通りであ
ります。かつまたもつと発展してどこ
でも利用するためには、各河川の水
源というものをあるいは合流して、あ
るいは流域変更して十分に民族のため
の資源として使うべきである、この形

使つてもいいのだというお考えに立つ
か。そのために農業が相当なしわ寄せ
を食つてもこれはもうそれは力は
問題ですからね、どうしても工業用水
が優先される点があるのじゃないかと
いう不安はお感じになりませんか。

問で、これは科学的にも非常に重大な
問題でありまして、私も研究所では
そういう問題は余るか余らぬかとい
うことを掘り下げて研究いたしてお
りまして、大体水の問題は確率の感覚で考
えなければならぬものである。ある
期間におきましては余る、ある期間の
確率を考へる場合には余らぬというこ
とになりますから、おっしゃるやうに
余るとも余らぬとも言えるのでありま
す。そこで確率の負担をどこに産業に
置くか、こういうことになる、学問的
なるのであります。さうな場合に、
かりに工業用水のほうにある程度、確
率の観念を入れて転換するということ
が、先ほどおっしゃいましたように民
族の利益、福祉に大きなプラスになる
ならこれは当然そうやるべきである。
しかし、もつてきた利益をどういうふ
うに国民全体に配分するか、均霑さ
せるかということはひとり水の問題だ
けでは解決できない問題である、いろ
ろの政府の施策等によつて解決すべき
ものである、水だけで解決しろとい
うことは無理ではないか、こういうふう
に思つております。

によつては二名の場合もあるし、二十名、十五名というふうにはばらばらなんです。七、八年もやつておつてそういう報告しかできなかった、こういう原因はどこにあつたかということを先牛からひとつ御意見を伺いたいのですが、私としてはこういう見方をしておるのです。この構成されておる委員は各省からも出ております、通産省から出ておる委員並びに通産省出身の委員は工業用水なり発電なりの面からももの考える、農林省並びに農林省出身の委員はやはり農業用水中心の考え方を持つ、建設省の場合には国土保全とか

ラルなところにやつてもらいたいといふのが大きな山であつたように思ひます。その意味から申しますと、今度の案は建設省がよくここまで議つたというような感じがございまして、むしろあのあのようなときの多数の意見でありました思想といひますかニューアンスといひますか、それに近づいた案である。それでこの案は非常な進歩である、かなり各省の協調が今日の段階において最も行なわれたと、あの水制度部会に關係した当時の状況からいたしましてむしろこれについては敬意を表するような次第であります。

あるいは建設の面、河川行政の面から水を考えるというような、これでは官僚的なセクトではなからうかと思つたのですが、先生もずいぶん長い間御苦勞なさつたのですが、水制度の問題は水そのものではないのですが、どういふお考えを持つてどこに賛成なさいますか。

○参考人(鈴木雅次君) 答え申しま

閥に属するのですか。

す。先ほど水に關係した制度あるいは行政というものが各省にいろいろ権限が分かれてゐる。しかも現在の御当局の方は相當に権限意識も旺盛である、またその背景といえますか政治力というようなことを感じましたが、これではひいては學界にも及んでゐるわけでありませう。いわゆる學識経験者にもそういうような背景な環境というものが、これは好む好まざるにかかわらずくつていて伺つておるのが日本の実情であります。その結果というものがあつた報告書にそのまま反映したものと見えて差しつかえないと思いますが、當時多くの人が考えたのは、窓口を建設省に限らず企画庁というようなニュート

○参考人(鈴木雅次君) どうもえらいお尋ねでありますが、私は十五、六年前は役人をいたしておりますが、ただいまは日本大学の学園に關係しております一学者でありますので、やはり学園の真理の命ずるままに動かなければならないということを建前にしなければならぬ筋になっております。そして各省の委員会に私は關係いたしておりますので、各省の主張というふうなものにも謙虚なまた弾力のある氣持で聞いております。しかしそのうちでもこの水の問題は最もむずかしい問題であつたという感じをいたしております。

それからやはりそういう中にあります。

しても、比較的、学園に關係ある者は、やはり田中先生のおっしゃったように、結局は民族の福祉というものに大きなねらいをおいていった、日本全体から見ての水の利用の効率の高いほうのものをとるべきだ、こういうふうな考えております。しかし、その福祉なり幸福というものの分析というものについては、これはかなり広い目で広い範囲にわたってくる問題でありまして必ずしも一面だけを見てはいけないうい、かなり多岐にわたる問題であらうと、とこういうふうに思っておりますが、

そうして公団という一つの窓口ができた。これは今までの官僚の各省のセクトというものがここに集約されて、今まで各省で集まってやっておるわけですが、それが窓口が一つになって、一応それも政府の手から離れて、自主的に実施段階においては行なう、だから一歩前進ではないかという感じが私もいたします。しかしその背景に大きな力のボス的な各省というものが、また学界があり、そうして糸を引けばますます混乱するというような見方も感じられるわけなんです。

○参考人(谷口久次郎君) 今、田中さんからのお尋ねでありますが、滋賀県の場合には先ほど申し上げましたように、大阪湾の干潮時の標高が八十五メートル六十五センチというところを平常水位と、こう言っております。この水位は滋賀県に一番よい水位だ。ここから三十センチ上がるまではこれはしんばうができます。五十センチ上がつてくると水田に浸水をしてくるといふような状況になります。これがマイナナナの場合でも同じような傾向を持つておるといふことであります。滋賀県は

うしてそれによつて關係の地元の方の方面の從來の感情も妥協してもまつたり、あるいはあるところに生じた利益を公平に配分するやうな施策を政府や政治家の方々に御考慮願う。單に水の行政だけでなくて他の面においてこれは解決してもらふということを御期待して、できるだけやはり國としての最も効率のある方向に進むべきであるところうに思つております。

で、谷口知事は何いですが、種痘の水を取られるということに対しては、直接的な利益というものがなくちや谷口さんおいででしょう。私はことしの四月ごろでしたか、谷口さんが社会党のパートイのときにもおいでになつて、今度これができたならば、滋賀県は非常に裕福になるのではないかと、うような御発言を私は聞いたことがあるのですが、今この法律案をごらんになつて、どういふ感じ——滋賀県とし

この中にもくまなくてもせよ地点に置きたい
 ということは希望でありますが、しかし
 これは洪水になりますと水が出てしま
 て、そうして水田を荒らすとか家屋に
 浸水をするとかということが出てくる。
 これはそれをなくしようということに
 なりますと、下流に対する影響と
 いうものは非常に大きい。この先のあ
 りは何号台風でしたかちよつと忘れま
 したが、あのときにいわゆる淀川の沿
 岸の水位は四メートル五十とかいう危

○田中一君 どうも尊敬している鈴木先生から、やはりどうも結論的には同じ力でもどうにもならぬということに究極なつたと思うのです。これには結局現代のこんとんたる政治的背景といえますか、このためにこうしたほんとうに民族のものであるところの水というものの制度すら確定しない、統一した意見がまとまらないという点ですね。

てはこれによつてむしろ琵琶湖の水はおれのものだといふばかりではないと思ひます、流れて参りますから。今まで琵琶湖にあつた水は京都を通り大阪を運つて兵庫まで流れて行つておりますから、だからおれのものだといふばかりではないと思ひますが、滋賀県としてはこの法律案ができた上でどういふ形でもつて滋賀県の利益が得られるか。またこれだけでは足りないんだ

除水位を越えてくると非常に下流に不安を持たせるといふことで、このときには雨郷の洗いせきをびんと締めていってしもうて、琵琶湖に何ほ水がたたまろうとこれは締め切られてしまふといふことなんです。これによつてちやうど一昨年の台風のとくでも滋賀県の農民だけでも六億円という被害をこうむつております。この被害が補償されるかといふと、これは農業災害補

そこで、まあ今度岩上さんと、谷口さんが見えになったのは、災害を受ける側と水を取られる側との両方の立場からおいでを願ったわけでありまして、けれども、こういう法律案ができてきて

というようなお考えを持っていらつしやるのか。二点、三点ぐらい、問題点だけは御発言があつたように聞いておりますけれども、それをひとつ御意見伺いたいと思うのですけれども。

償法において農民が掛金をしたから当然の保険料を受けておるということで、どこからも補償というものは一厘ももらっておらぬということである。で、そういう今まではこれは下流の大きな

損害を防ぐために上流が隠忍しなければならぬのであるという宿命的な考えで、昔きめられたことをいまだにそのまま強行されていとも、滋賀県民は仕方がない、こういう考えに立つておるが、今度の場合はそうはいかんと、新たな水位の上下をはかるために、琵琶湖の一番狭いところに堰堤を設けて、そうして水の調整をはかつて常により有効放流ばかりにしよう、こういう考えである。そういうことになりますと、場合によって水位の低くなつたときには三メートル、四メートルというように低くなる。実に滋賀県としては耐えられぬ被害を受けるということである。しかしわれわれはそれをもつてもやはり下流の繁栄が行き詰まってしまう、そうしていわゆる大阪の大きな工業地帯がそれがために繁栄がもう行き詰まってしまうということとは、これは滋賀県の損害に比べてみるともつと大きなことになつてくる。これは忍ばねばならぬ。そしてこれを拒否しようということが可能であるならば私は拒否しますけれども、これは拒否することのできぬものだと思つて、今はこれはやはり琵琶湖は開放して、今後はあくまでも下流のために琵琶湖の水をすつかり有効放流していかうという考えを持つておるということでありまふ。しかしながらそれにはあくまでも県民の一人々々、先ほども申し上げましたように滋賀県民といふものは長い長い間琵琶湖と一緒に暮らしてゐる。これがために滋賀県人の生活の中には琵琶湖の水位といふものは常に影響をしておるということでありまふ。これが変わつてくるといふことになつたら滋賀県人の生活に大きな影響を受けるということである。これには補償をせよというわけにいかんぞ、で、この補償もわれわれは金をもらつて済む補償ならばこれはごく簡単なものであります。ところが金をもらつても何にもならぬということ、これにはできる限りの一つの方策を講じてやつてもらわなければならぬ。たとえば観光の問題一つ取り上げてみましても、滋賀県の観光といふものは、山の中にある観光でも琵琶湖あつての観光であるということ、琵琶湖なくしてはもう観光も何もあつたものでないということになるわけでありまふ。

そんな関係から、われわれは、そんなこの水位が三メートルも下がつたときにどうするののかということ、われわれの今のしるうと考へては、これはどうしても琵琶湖の周囲にコンクリートの障壁を設けて、そうして琵琶湖の水位が減退することによつて、ときによると今の沿岸から一メートルもかわいてしまふということが出てくる。それをそのままにはうておいて、水位が低下しただけで済むなら、また一年にこれが一回、二回というなら、また水をためるということでもその利用の方途も考へることが出来る。これにはやはりコンクリートの障壁を設けて、そうして格好をつけていく、そうして観光を保持するといふようなことよりほかにしようがないではないか。これは研究の余地はあるかと思ひますけれども、一つ考へてみてもそういうことをやつていかなければならぬ。それはやはり補償の一環としてやつてもらわねばいかぬ。またこれとよとよと水位の低下、地下水位の低下といふことをある程度防げるのでないかといふようなことにもこういうことが関係をしてく

るもので、これからいよいよ問題になつてきたときには、一つの大きな問題として取り上げねばならぬと、こう思つておるのでありますけれども、滋賀県はもしも下流のためにこうした大きな工業権を守るといふ使命がなかつたら、私は現在のままで置いておくといいこと、これ以外にはもう滋賀県を守る道はないと思ひます。しかし、今のこうした問題が取り上げられた以上は、やはりその間に県民の理解を深めていって、そうして被害は被害として納得をさせて、そうしてこの問題に着手しなければならぬと、こう思つております。で、今の水の問題をどうするといふのかということ、現状のまゝが一番いいと、こういうことになるわけでありまふ。

○田中一君 この法律ができて、この公団との間にさういふ問題が解決されるというお見通しになつておるのか。公団じゃだめだから国にそれらの施策をさせるのだという気持になつて、大体この法律案に対する理解といひますか、承認とまではいかぬでしようけれども、やむを得ぬといふことで了解したのか。やはり政府との間に何か約束があるものでしやう。

○参考人(谷口久次郎君) これは今、水資源公団法が出されまして、いよいよこの工事をやろうといふことになる。と公団が対象になつてくる。これはほんとをいへばやはりお話のように政府がやられて、ほんとに最高の責任のある政府と折衝をして、こうしてあらわねば滋賀県は承認がきぬのである。こういうことがほんとであらうと思ひますけれども、そういうことは

行政的にわづらわしいといひますか、公団によつてやらせるといふことでありますので、われわれもあるいは公団のほうがいいのではないか。われわれ実際に知事としてやつておりますと、政府と折衝するといふことになると非常に困難な問題がある。関連するところの問題も非常に多いといふこと。何かといへばやはり政府にやつてもらふならぬような問題も非常に多いといふような関係から、われわれはむしろ公団との折衝のほうを知事の立場からいへば案である、こういう感じもあるわけですが。まあ今の公団法このほうが知事としてはいいなあと、こうしておるわけでありまふ。

○田中一君 それはさういふ方式をとつてきたのはともたまたまぬ、といふことはかなぬといふ気持です。今、陳情政治だもんですからね。そういうときには、こういうものに預けらつて知らぬ顔するといふ行き方です。そのかわり、じゃ公団の自主性はどうかといふと、公団の自主性はないのですよ。おそく何人かの管理官で来てそれが各省の圧力を加えるといふことになると、当たりはやらかくなると思ひますが、実質的には思ひどおりにいかなないのじやないかと思つておられますが、滋賀県としては納得されたいので、これ以上は申しません。ひとついい運営ができるように、われわれもこの法律案を審議して通すので、各委員とも十分に公団を監視しますから、ひとつもう少し見て下さい。

○参考人(岩上二郎君) 茨城は先ほど申し上げましたように直轄利川が六千でございまして、その中で特に利根川の影響といふものは非常に大きいわけでありまふ。利根川に上流ダムを最近作つておりますが、その治水に對する分担金といひますか、さういふ

茨城県の豊饒なる農業地帯といふものは、大体において利根川のはんらんによつてもたらされたといふ利益がありまふけれども、農業災害と申しますか、こういうものを、上流のある操作によつていふも受けるのではないかと、上流における水の操作ですね。この間十八号台風でしたか、その前の集中豪雨でしたか、下に連絡なしに放水しちやつて、非常に農地が冠水したといふような例もありまふが、ところがわが國には個々の契約は若干あると思ひますが、ダムサイトの管理規定はあるのです。しかしこれが下流における國民との間の理解し合つたところの協定が今日では何もないわけなんです。茨城県は災害を受ける側に立つていますから、へたに水を流されちやたまりませんから。これはあぶないといふので、あなたの方の中小河川でも、一生懸命命を削りやうといふうちに、どこかと向かうからあつちもこつちも、ダムがあぶないといふて放水されたいのじや、人間も流されちやいますから、さういふ例が今まであるのです。さういふ点については、今まで何か御注文があつたわけですか。今までの法律ができるまでの間に河川局あたり、河川局といふか経済企画庁との間にあなたの方の言ひ分がずいぶんあつて、それが通つておりますか。

○参考人(岩上二郎君) 茨城は先ほど申し上げましたように直轄利川が六千でございまして、その中で特に利根川の影響といふものは非常に大きいわけでありまふ。利根川に上流ダムを最近作つておりますが、その治水に對する分担金といひますか、さういふ

○参考人(谷口久次郎君) これは今、水資源公団法が出されまして、いよいよこの工事をやろうといふことになると公団が対象になつてくる。これはほんとをいへばやはりお話のように政府がやられて、ほんとに最高の責任のある政府と折衝をして、こうしてあらわねば滋賀県は承認がきぬのである。こういうことがほんとであらうと思ひますけれども、そういうことは

○田中一君 それはさういふ方式をとつてきたのはともたまたまぬ、といふことはかなぬといふ気持です。今、陳情政治だもんですからね。そういうときには、こういうものに預けらつて知らぬ顔するといふ行き方です。そのかわり、じゃ公団の自主性はどうかといふと、公団の自主性はないのですよ。おそく何人かの管理官で来てそれが各省の圧力を加えるといふことになると、当たりはやらかくなると思ひますが、実質的には思ひどおりにいかなないのじやないかと思つておられますが、滋賀県としては納得されたいので、これ以上は申しません。ひとついい運営ができるように、われわれもこの法律案を審議して通すので、各委員とも十分に公団を監視しますから、ひとつもう少し見て下さい。

○参考人(岩上二郎君) 茨城は先ほど申し上げましたように直轄利川が六千でございまして、その中で特に利根川の影響といふものは非常に大きいわけでありまふ。利根川に上流ダムを最近作つておりますが、その治水に對する分担金といひますか、さういふ

○参考人(岩上二郎君) 茨城は先ほど申し上げましたように直轄利川が六千でございまして、その中で特に利根川の影響といふものは非常に大きいわけでありまふ。利根川に上流ダムを最近作つておりますが、その治水に對する分担金といひますか、さういふ

ものが非常に大きく重なっておりまして、これは財政的に非常に大きな支障を来たしてゐるというのが現状であります。それと同時にやはりこの水のはけ口が非常に問題になるわけでありまして、直轄河川の間の中河川も幾つもございましてそれがはんらんいたしますと、直轄河川の方に流れていく場合に相当ポンプアップをしなければ流れなくなる。こういうふうな事態も生まれておまして、ちよと新潟とは逆に、地盤が沈下するのではなくして地盤が上昇するとか、いわゆる運動が激運動といふか、そういう運動が利根川の上流地帯においてなされておるわけでありまして、そういうふうな一つの地盤運動の形態の中で地盤が上昇する、さらに中河川がポンプアップするのに従来は百五十馬力を要したのが三百馬力あるいは、五百馬力を要する。こういうような問題との関連性において、農業用水との関連性、それから河川法上における、建設省で取り扱っておりまして河川工事との関連性、こういうふうな問題についていつも非常な災害を極度に受ける、こういうことについての相関連性についてできるだけ御研究を願いたい。特に湛水量がはなはだしく、そういう問題は最近政府におきまして御考慮なさっていただいておりますのでございまして、そういう水の災害県という面につきましてもいろいろ問題がございしますが、これと関連いたしましてできる限り直轄河川等で行なうところの工事費等につきましては、国の負担で行なうべきであるという原則をお願いしたい。あわせてこの湛水地帯に対して十分な御配慮を願おう、こういうふう

な点がわれわれとしましてはぜひ御要望申し上げたい次第でございまして、あと内容等の問題につきまして先ほど触れたようなものもございまして、字句の問題に多少なり拘泥いたしておるわけでありまして、従来河川法上にいわれております関係行政機関の長というのに知事が含まれておるようには解釈されておりますが、ここでは関係行政機関の長がもし含められるとするならば、何も関係都道府県知事の意見を聞く必要もないのであります。が、個々の条例の中では関係行政機関の長と関係都道府県知事の知事というものは、別々になられておることに多少問題がある。こういうふうな思ひの点であります、この点は公団法で協議をするというならば、内閣総理大臣と知事との間で協議をするということをやられたら何ら差支つかないのじやないか。なぜこのことを離されておるのかというところに疑いを持つのであります、水源県だから必ずしも水をやるのかやらないのかやういふような時代は過ぎて大いに水は全体のために役立たせる、こういうふうな考え方は持つておるわけでありまして、これを特に切り離したり何かするところにやはり相手は水源県だからやらないのだと、こういうふうな気がかかえてあるのじやないだろうか。そういう意味にもとれますし、これはもつとフェアに大きく考えて疑いのあるところは直していただくことが筋であらうかと、こういうふうな思ひのであります。

○田中一君 いや全く知事の言う通りなんです。どうも知事は民選知事だから、地元の利害を代表しなきゃならぬ、とても仕事はできやせぬというのが曾田君や鮎川君なんかの考え方なんです。だからも自分直接やらないうからこういうもので縛つていこうとするのです。そこで開発局長、今、谷口さん、岩上さんからお話があったようにしてはいい、あつてほしいという要望の事項などは事前に話し合いがなかつたか、話し合いをして一応了解するところがあつてこういうものができたのでしようか。また原案を作つたという河川局なども、やはりそんなような配慮は各知事、直接関係の深い知事ですね、というのには初めの構想が、鈴木先生は「特定の」をとれというふうな、これは原則的にはそうならなくちやならぬけれども、公団にやらすにはまず利根川と宇治川だけ、この二つだけやりの間隔つておるわけなんです、今両知事のいろいろの御要望に対してはたえようというつもりで立つておるのですか。これはしめくくりについておきたいのだが、局長と河川局長長なりに聞いておきたい。今の経緯を話して下さい。

○政府委員(曾田忠君) 今、田中先生の御質問に對しましてお答えいたします。この法案を作ります場合にしましては、いろいろ関係各省と御承知のような各種の問題につきまして折衝を重ねて参つてきたわけでございまして、特に地方公共団体との関連におきましては、御承知のように、一応自治省というものがございまして、われわれといひましたのは、直接には自治省と都道府県知事との関係事項につきましていろいろ折衝して参つたわけでござい

ます。結論といたしましては自治省との意見の一致を見まして法案を出したわけでございまして、法案を出す以前におきまして、実は知事会といひますか、上流県の知事さん方の集まりのときにもこちらから進んで積極的に二法案の内容について御説明申し上げたこともあつたわけでございまして。ただそのときもいろいろ議論がございまして、また衆議院の審議の過程におきまして、いろいろ先ほど述べられまして、また御意見があつたわけでございまして、それにつきましてわれわれといひましたのは、この法案の精神につきましていろいろ御説明を申し上げて参つたわけであります。個々の問題についてお答えするのにはちよと時間もあれてございしますが、特に、二点申し上げますと、われわれの率直な感じは、要するに水源地の協力がなければこの二法案の運用は円滑にいかないと、いうことは、われわれといひましたのは当然のことであるというふうに信じております。また特に補償の問題につきましては滋賀県の知事さんからいろいろ御発言がございましたが、これもまたとに当然の御要望だとわれわれは考えております。促進法案におきましては十四条に一応簡単な規定をうたつてあります。これは法制局におきましても損失の補償を公平適正にやれという字句は入れていますけれども、こういう字句は入れなくても当然のことじやないかという御意見もあつたわけでございまして、これは重要な法案であります。関係上、当然のことだから一条をもつて規定したというふうな状況でありまして、補償につきまして十分に公平か

つ適正にやるべきだと心得ております。それから特に茨城の知事さんからいろいろ都道府県知事の意見を聞くかあるいは協議するかという御発言があつたと思ひますが、これは私も認めたしまして、この広域にわたります緊急な用水対策といひますものは、これは非常に重要な問題でありまして、国の立場におきまして積極的に計画を作るべきであるという考えで出されたわけであります。その場合におきまして、当然都道府県知事の意見を反映すべきじやないかというふうな考えにございまして、また過去の法令等も参酌いたしまして意見を聞くというふうな規定を設けたわけであります。もうらんのこの意見は十分に尊重しなければならぬというふうな考えでおります。

○説明員(鮎川幸雄君) 法案の作成に至ります今日までの状況につきまして、ただいま曾田局長から述べられた通りでございまして、あえてつけ加える点もないわけでございしますが、なお補足的に申し上げますと、ただいま法案の作成の過程におきまして、また衆議院におきまして論議の際におきまして、知事会及び各水源の関係の県から御意見があつたわけでございまして、そのおもな点を申し上げますと、第一は後進地域の開発も十分に考えたらどうかという点でございまして、それから第二点は、水源の保全涵養という点を考慮すべきである、こういう点でございしますが、それから字句等の問題がございしますが、この法案のいろいろな手続この法案によつて仕事を進めます場合に手続がございしますが、そういう際に

は、各都道府県の意見を十分に尊重するような字句にしたかどうか、こういう点、それから補償の問題等であつた

と思います。この点につきましては、私どもも各関係の方方からも十分に御意見を承つておるわけでございます。し、また原案におきまして、不十分ながら、その点も考えておつたつもりでございますが、なお不十分な点もあつたわけでございまして、それらの点に

つきまして、衆議院におきましては修正が行なわれたわけでございます。その修正は水源の保全涵養の問題、後進地域の開発についても十分に考慮する、それから知事の意見の尊重の点につきましては、原案におきましても、

公団法におきまして、事業の実施計画を作り、またそれを実施する場合に公団が知事と協議をするというだけになっておったわけでございますけれども、施設を管理をし、管理するためのもの、施設法人というものを主務大臣がきめ

ます。それから管理規程を公団が作るようになつておりますが、その際にはそれぞれ原案になかった点に追加されまして、施設の管理の際にも十分に知事の意見を聞き、また協議をして行なうという趣旨で修正が行なわれたわけ

でございます。したがって、私も原案におきまして、不十分な点は、衆議院の修正におきまして、私どももいたしまして、その主要な点は一応解決されておるのではないかと、いうふうに考えておるわけでございます。

なおさらに附帯決議等におきまして
も、今まで申し上げた結果がさらに十
分尊重されて施行されるようにとい
うような附帯決議もございまして、私
どももそういう点を十分にもちろん尊
重

して考えていかなければならないとい
うふうに考えておるわけでございま
す。

○田中一君　岩上さん、あなた先ほど都道府県知事の意見を聞かなければならないとあるのを協議をするというふうにしてはいい、ということと言ったようなメモをもらったわけなんです。そうですね、何条をそうしろというのですか。

○参考人(岩上二郎君) これは水資源開発促進法案の内容の中に特に出て参っております用語でございます。公団法関係では確かに知事と協議するのと、こういうことになっておりますから、その協議内容が同意の性格を

持っているんだ、こういうふうに通常言われておるといふならば、その性格を生かした形で協議が進められる場合には私としては異議がないわけであります。そういう考え方が協議という用語の中に性格的にあるとするならば

公団と知事との間において協議という内容の字句が入るならば、第三条においても入っているのではなからうか、こういう考え方が出ておるわけであります。第四条もしたがって同様でございます。しかし河川法の内容を見ます

と、關係行政機關の長というものは知事が含まれると、こういうふうなことが自治省あたりの解釈をお伺いすると言われております。關係行政機關の長というのが河川法の第六條か何かに出ております際に知事を含むと、こういう

うふうになつておりますが、その際には協議ということがあるわけでありまして、したがいまして関係行政機関の長というものが知事を含まないならば、これが非常にややこしいとするならば、

ば、特に入れないでもいいのではなからうかと思うのであります。もし入れるとするならば、関係機関の長に協議

しかつ都道府県知事の意見を聞いて、
いうことになりますと、関係都道府
県知事の、特に水に関する権限の問題
等におきまして直接、国が機関委任を
知事に行っている場合には意見というこ
とでいいであろうが、この水を総合的
に全体の開発のために使う、あるいは

需要票に使うとか、そういうような問題との調整において地方自治体の長という立場に立つた場合には、機関委任の形における地位というものから離れて、やはり独立した機関として知事としての発言がなされてしかるべきであ

は、ただ上下の關係における意見といふ意味に解釈すべきではなくて、やはり對等の立場に立つて協議というもののすべきではなからうかというふうな考え方が自然に生まれてくるべきで

はなからうか。こういうふうな意味で協議ということに、どちらかといいますが、昇格といいますが、そういう形にすべきではなからうか。こういうふうな感じを持っておるわけでございます、非常にこの字句があいまいでござい

いますので、このあいまいのまま残しておくということは一体どういうものであろうか。こういうふうな気持から公団法で協議という字句が使われているならば、内閣総理大臣と知事との間にも協議という言葉を使って何ら差し

つかないのじゃないか。しかも使われた用語がないということではなくて、使われている用語もすでにあるということがあるならば、これは何らば、それにもか

かわらず意見というものは、ただに押さえてしまふということとは一体どういうことなのか、全然使われていない。あるいは

はまあ意見を聞くということだけであらう。もうすでに十分に意見を尊重してやるということなんでしょう。これはやむを得ないかもしれないので、すけれども、すでに協議という内容が、たとえば河川法の第六条あるいは特定多目的ダム法の第四条第三項の中

にもやはり協議、こういうふうに書いてあります。こういう字句がすでに使われているのになぜこの問題に対してだけ意見ということだけで、協議のところに持っていくかないのかということについて若干の疑いがある、こういう

○田中一君 鮎川君、今の茨城県知事の疑問に対して答弁できるだろう。衆議院でもやっていたのだから、言えなければあやしいぞ。

○説明員(鮎川幸雄君) ただいま関係

て促進法案三条、四条がございます。まあそういうお尋ねでございますが、まずこの考え方の基本的な問題について申し上げますが、促進法案において

水系を指定する際に二回、それを公団法案におきまして事業の実施計画、及び実施をします場合に、意見を三回聞いて最終的に公団が協議をいたしまして事業を実施する。さらに先ほど申し上げましたような衆議院におきます

修正によって施設管理現況におきましても意見を聞き協議をする、六回ほど地方公共団体と十分御相談をして仕事を始める、こういう手続になっているわけでございます。したがって私

めます場合に、こういう手続で十分を
の間に地元関係の機関におきまして御

相談をしてやれば、その事業実施は元との関係の十分な意見調整のもとに行なわれるものであるというふうに考えておりまして、したがいましてその間にございましては意見を聞く場合もございまして、協議をする場合もございまして、それによって十分目的を果た

な。おこれを協議したらどうか、各ほかの例をお引きになりましたが、それぞれこういう場合におきまして、私という建前になっておるわけでございます。

ともども多額の税金を納めるにはその他税の知用水公団法その他のいろいろの規定がございまして、それぞれの規定を参考にいたしましたわけでございますが、それぞれの内容と目的に若干の差もございますので、それぞれの法律におきまして

は若千の相違がございます。そうい
相違がございますので、この法案にお
きましては先ほど申しましたような手
続で意見を聞くということを十分にい
たしまして、その意見を聞きましてい
非常にその意見の中に尊重されるべき

点かまれば十分に尊重をいたし、また御納得のいかない場合があればそれをさらに十分に御理解をしていただくように努める、というようなことで私どもとしては十分ではないか。こういうふうに考えまして、こういうふうに意

見を聞くということとし、おとは最終的には協議ということの手続によつて仕事を進めたらどうかというふうに着えておるわけでございます。

○田中一君 促進法案の三条、四条の

「関係行政機関の長」というものの中には、長の関係行政機関の権限を委任されているところの都道府県知事が入るかどうかというところは、関係都道府県知事と分けたところに問題がある、疑問があるといっているのですから、それはどうなの、そいつは。ほかの言葉は要らないからそいつだけはつきりして下さいよ。

○説明員(鮎川幸雄君) 三条、四条には「関係行政機関の長」とそれから、「関係都道府県知事」と分けて書いてあるわけですが、この「関係行政機関の長」は関係各省の長というふうに私も考えているわけですが、

○田中一君 そうすると「関係行政機関の長」とは各省大臣なり長官なりを指しているのだね。それから都道府県知事はこの関係行政機関の代行、地方的に代行を委任されている知事というものでなくて、地方行政の長としての知事を指しているのだね、そうすると。

○説明員(鮎川幸雄君) 御承知のように、河川法に基づきまして地方行政という言葉を使っておりますが、その場合の地方行政の長は河川管理者としての知事というふうに考えておるわけですが、この場合の関係都道府県知事という場合には、河川管理者でありまして、また地元の地方公共団体の長としての性格を持っておるもの、こういうふうに考えておるわけでございます。

○田中一君 それでいいの。それでは茨城県知事は今の御答弁をどういう受け取り方をしたのですか。せっかく参考人に見えているのだから疑問点はこ

こで解明して帰っていただきたいと思うのです。

○参考人(岩上二郎君) 機関委任の關係におきまして、確かに関係行政機関の長という場合には知事が含まれておるものであると思うのであります。その場合にこれは河川法の第六條、あるいは特定多目的ダムの場合に關係行政機関の長というものは、ほとんど全部知事は入っております。これはおそろく機関委任事務の範圍における知事の考え方があるのではないだろうかと思わ

私の質問はこれで終わります。

ますが、この場合に關係行政機関の長というものは、各省關係の大臣あるいは長官、こういうことで區別されております。この區別がどうして區別されておるのか、おそろく間違ひやすいのじゃないだろうか。協議の内容を見て、あるいは意見を聞いてという内容から見ましても、何かこのところが少し字句的にひっかかるので、その次長さんなり局長さんなりがお答えになっておることが、本質的に私どもの考えておることとちつとも違わないようなんですけれども、その字句が何かこれでいいものなのだろうか。最後のよりどころは法文になつてくるので、ここらあたりはあとで争ひが起きたのでは困るのじゃないかと思ひますので、ここらあたりは十分に御検討をいたしましたかといふことでござい

○田中一君 それじゃ、岩上君、その問題はひとつ、やはり鮎川君もなかなか言ひにくい点もあるだろうから各大臣に聞いてみます。

ます。ただいま御意見のように機関委任事務の範圍内における知事と、それから地方行政法上における知事と、こういうことが入つておるとするならば、これはどういふものだろうかと思ひます。もし入らないとするならば、關係都道府県知事というもののとの

関係性においてその意見を聞くというのは、やはり協議でもいいんじゃないやうかと思ひます。

○田中一君 起案者側に御答弁をちよつとお聞きしたいのです。今までのいろいろな質疑を通じてお聞きになつたとおり、たとえば岩上参考人は、少なくとも促進法案の中において知事の発言ないしは権限というものが非常に輕視されている。少なくともこ

ういふことでいふは連營の面において地方自治を侵害されるという危険を多分に持つておられるためと、私はこう受け取つたわけなんです。谷口参考人のお話の中でも、場面は変わったがとにかくいろいろな折衝の面において、政府側を相手にするよりか公団のほうを、これは公団にすることですけれども、公団を相手にすること

で、政府側を相手にするよりか公団のほうを、これは公団にすることですけれども、公団を相手にすること

ことが知事の立場としてはやりやすいという表現を用いられたわけですから、これも、そこに言はずしてわかつてい

る問題は、やはりひとつの官條式な行き方、これであつては、とてもじゃないが、地方知事としてはちよつと齒が立たないといふところをおしやつて

いるのだらう。言いかえるならば、やはり岩上参考人と同じように、やがてこ

ういふ問題が、そのときどきの問題にあらずして、こ

ういふ問題が、そのときどきの問題にあらずして、こ

○委員長(後藤義隆君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(後藤義隆君) 速記をつけ

○田上松衛君 そこで谷口さん、岩上さん御両方に今の問題、政府側の答弁あるいは考え方、こういうものに対してどういうふうにお考えになるかを二人からきわめて端的に率直にお聞かせ願ひまして、何か私も参考にした

○参考人(谷口久次郎君) 私はあまりそういうことを学究的に考えるという

○参考人(岩上二郎君) けつこうな御意見であらうと思うのであります。ただそのことだけ申し上げておきます。

○参考人(鈴木雅次君) この点はよく研究はいたしておりますけれども、行政の責任になつて参りますれば、これは総理大臣が全責任を負うべきものと私は思ひます。

○委員長(後藤義隆君) 他に参考人の方に対する御質疑はございませんか。——他に御発言もないやうでございますから、これにて参考人の方の御意見に対する質疑は終了することにいたします。

参考人各位におかれましては、長時間にわたりまして貴重な御意見をお聞かせいただきまして、まことにありがとうございます。

分には、これを国会に出してそこでこの承認を得るという形式にしておくならば、いろいろそういう点等が幾らかでも緩和といひますか、除去されるといふやうなことになるのではないかと、かかる配慮をいたしましたので、まあつづめていいますと国会の承認を得ると、基本計画の策定及び水系の指定、これが一番もとですから、これはぜひ国会の承認を得る必要があると痛感したておるのでありますが、どんなものだろうとこういうことを申し上げておるわけなんです。このことについては今お二人方と私申し上げましたけれども、鈴木先生の御意向もこれは一口だけ簡単にその考え方をひとと披露していただきたいと思います。

○参考人(岩上二郎君) けつこうな御意見であらうと思うのであります。ただそのことだけ申し上げておきます。

○参考人(鈴木雅次君) この点はよく研究はいたしておりますけれども、行政の責任になつて参りますれば、これは総理大臣が全責任を負うべきものと私は思ひます。

○委員長(後藤義隆君) 他に参考人の方に対する御質疑はございませんか。——他に御発言もないやうでございますから、これにて参考人の方の御意見に対する質疑は終了することにいたします。

参考人各位におかれましては、長時間にわたりまして貴重な御意見をお聞かせいただきまして、まことにありがとうございます。

午後零時四十九分休憩

午後二時三十分開会

○委員長(後藤義隆君) 休憩前に引き続き委員会を開いたします。

○村上義一君 現内閣は所得倍増ということを基本にして、同時に後進地域の開発とかあるいは地域格差の是正という政策を掲げ、国民に約束をしておられる。しかるにこの水資源関係法案はマンモス都市の水不足の行き詰まりを打開して、同時に今後この工場を集中し、人口吸収を誘導する、そうしてその結果は過大都市の異常なる膨張をさらに助長する、という施策を実行せんとするものであると思はれるのであります。これは根本問題でありまして、これは明らかに現内閣の基本的政策と矛盾しておるやうに考えられるのであります。大臣の、また長官の卒直な御見解をまずもって承りたいと存するのであります。

○国務大臣(山愛一郎) 都市の過大集中を排除して参りますことは、今後の政策の上で必要でございますが、しかし現状におきまして特定都市の水の十分な供給、またそれは飲料水であらうと工業用水であらうと現状の状態において決して十分だと言えないわけでございます。そういう面から見まして、この法案が成立いたしましたそれらに対して十分な供給を確保していくということは、公衆衛生の上からいいますと、あるいは工業の今後の体質改善に伴います発展からいいたしても必要だと思ひます。ただその他いわれる低開発地域その他に対しての問題等につ

つきましては、別個政府といたしましても法案を同意し、あるいはその他の機関においても、それぞれ過大都市防

止の方法を講じておるのであります。特段にこの二法案の通過によりまして、既設都市の過大といふことを助長することはないと私も考えております。

○村上義一君 しかし今長官のお説ではありまするが、とにかくこの水資源を開発するといふことになつていけば、ますます大都市に人口も集中し工場も集中するといふことになることは、これは明瞭だと思ふのであります。ただいま、その分はとにかくとして、まして、いわゆる後進地域に対しては別途に考えるというお話がありました。が、衆議院における審議の段階におきましても、その点に触れてかなり各種の論議が行なわれたやうに承知しております。そしてその結果若干の法案に対する修正が衆議院で行なわれておる。しかしこの法案の内容は根本におきまして下流の水利用、つまり下流の水利用の府県の利益充足といふことにのみ重点が置かれておつて、これによつて生ずる水源地域の被害また不安といふものを除去することに、ついで、一向考慮が払われてないといふやうに見られるのであります。特に水源開発に関する基本計画におきまして、第五條によりまして、水の供給目標とかあるいは水資源の開発及び利用の合理化に関する重要事項といふやうなものを、この基本計画に明記することになつておるのであります。が、水源地域すなわち後進地域の開発なり、被害者に対する補償ないし生活再建等については何ら触れておらないのであり

ます。すなわち、下流域のための水資源開発事業実施上重大な影響を、これは消極的にも積極的にも受けると思うのでありますが、これらの事項につきましては、本法は全然これを無視してしまつておるといふふうに考えるのであります。これが上流県民が深刻な不安を抱いておる、また不満を抱いておるといふゆゑであると思つてあります。この不安なり不満が解消せられない限りは、この事業の円滑な遂行はしよせん不可能であると思つてあります。衆議院における促進法案第四条の修正に關連しまして、この五条に水源地域の開発及び事業実施に伴ふ損失補償措置の基本的事項という一項目を記入することが当然だと私は考えるのでありますが、ひとつ御所見を伺いたいと思つてあります。

○国務大臣(藤山愛一郎君) この計画は、第三条にもございますように、広域的な用水対策を緊急に必要と認められる河川についてこれを指定するのであります。その河川というものは、水資源を活用すること自体は、水系全体を指定されるわけでありまして、そして水系全体に対する基本計画を立てることでございますから、上流におきまして過去の用水の問題も当然問題として基本計画の中に取り上げられて参りますし、もし他の低開発地域の開発計画による都市構成とかそういうような問題がこの水系に伴つて同じように問題になつて参りますれば、当然そういう状態についても基本計画において考慮するわけであります。単に下流だけで上流地域には全く犠牲をいふのだという趣旨のものではございませ

ん。緊急にただ必要とします現在の状況に應じて、あるいはそういう緊急に必要とするような地帯に対する何といふ読み方が多いものですか、あるいはそういう誤解をされることにならうかと思ひますが、水系の水全体を完全に合理的に利用してその水系に伴ひます各地の十分なる開発計画に即応するということであると御了承いただきたいと思ひます。

○村上義一君 ただいまの長官の御意見、もとよりそうなくちやならぬと思つてありますが、それが具体化されておらぬ、こういう点に上流地域の不安があると私は思つてあります。

これは一例であります。淀川水系に対する琵琶湖の關係のごとき、午前中にも谷口知事からの参考意見の開陳があつたのであります。この琵琶湖の水をどういう程度に利用せられるかということは、基本計画が立たなければこれはわからない話でございます。しかしいろいろ若問伝えられるところによると二メートルあるいは三メートルあるいはそれ以上に琵琶湖の水を下げなければならぬ、下げたことを予期している、もとより締め切つた堅田——守山間の締め切り、その北のほうの意味であります。漏水期にはやはり二メートルで足らなければならぬ、三メートル、なお不足すれば四メートルまでも下げるといふことになりまして、そのころむる損害といふものはすこぶる大なるものと思つてあります。御承知でしようけれども滋賀県の地下水は非常に高いのであります、したがつてそういう工合に水位が下がつた場合には、琵琶湖周辺の土地も相当奥まで傾斜沈下をする、その

傾斜もかなり角度が強い。それでこれは琵琶湖と余呉湖とはよほど趣きを異にしていて、私は思ひますが、余呉湖周辺に作られた——これは湖北総合開発の一環として作られた揚水ポンプ、このポンプ台が基礎工事とも余呉湖のほうに倒れてしまつた、これは全急角度の傾斜沈下をしたためでありまして、そういう例を県民はよく見てゐるがゆゑに非常な不安にかられてゐる、こういうことなんでしょう。一体そういうことになれば、三メートルでも四メートルでも琵琶湖の水位を低めるということになれば、高い地下水の關係上急激に漏水期においては地盤の傾斜沈下を来す、そうするとその湖辺にある産根、長濱といふすべての市町村がもうがたがたになつてしまひやせぬか、という極端な想定のもとに心配している人が少なくないのであります。この心配が解消せられない限りは、どういふふうな相談を知事に持ちかけられても、とうてい協議はまとめられないと私は心配するのであります。それで今のようなことを申し上げたような次第であります。これは非常に重要な事項でありますから、諸般の事情上促進法案には明記されなかつたというところであれば、せめて公団法案十九條に關連する他の政令にでも入れて、こういう不安を解消する、つまりこの事態を救済することが當然だと思つてあります。政令によつて処理するといふようなことが必要だと思つておられますが、ひとつこういうお考えが、おありかどうか、合つて何つておきたいと思つてあります。

○国務大臣(藤山愛一郎君) ただいま御指摘のありましたような、かりに淀川水系についてこの基本計画を立てます場合に、琵琶湖の水位を低下させるかさせないかというところは、これは利用の上で問題があろうと思ひます。しかしかりに低下せたとしようとなつた場合、もしそのままで湖畔周辺の状況が、今村上委員の御指摘になるような状況になるとしたならば、基本計画はとうてい立てられないわけでありまして、むしろその周辺の犠牲を高く強いて、むしろその周辺の犠牲を高く強いて、下流における水が豊富であればいいというふうなことは、この基本計画を策定するときに政府も考へておりました、またこの法案提出にあつたのも、そういう一部の犠牲において他の地方が非常に有利な立場をとるといふことは考へておらぬのであります。政府としても所得増進計画をやつて、各地方がそれぞれのおの繁榮をして、そして所得格差をなくしていくということが根本のねらいでも全体の大きな政策の上ではございまして、他の方面の犠牲において一部の地方が非常に繁榮を失ひ、その所得の低下を来すというふうな政策をとることはないのでございまして、なおそういうような御心配もあろうかと思ひますので、われわれとしては十分なそれについての処置をして参らなければなりません。政令等によってどういふふうな規定するかはただいま大いに検討いたしてございまして、そういう点について御指摘のような御意見のようないろいろなことを伺ひました上で、十分政令立案にあつては参考にして参りたい、と、こういうふうな考へております。

○村上義一君 ただいま御所見を伺つたのであります。とにかくこの基本計画のいかんによつて重大なる影響があると思つてあります。もちろん飲料水、田用水等に影響もあることはもちろんです。この琵琶湖を利用した福祉施設また観光施設というものは御承知のとおりかなり、多いのであります。なお今計画の中に属するものもかなり広範にわたつております。のみならず港湾施設というだけから申しましても、長浜港のごときは三十四年度からやつと今仕上がつたところでございまして、金額は具体的には承知してございせんが、十億近くかかつたと記憶しておりますが、これなんか二メートル下がつたらもう港の用をなさなくなるのです。今現に彦根港も計画に着手いたしました。こういったものは三メートル下げる、さらにもつと進んで三メートル半あるいは四メートルも水位を下げるということになれば港の用をなさなくなる。反対に漏水期の場合には平水位あるいはそれにプラス何センチというふうなことになるのだと思ひます。あるいは一メートル以上というふうなことになるかも知れませんが、そういうことになれば低水位の場合に適応する港は用をなさなくなる。まあ各般湖水の周辺全面にわたつて異常な影響を及ぼすと思つてあります。こういうことを県民は非常に憂慮し、同時に不安におののいてゐる、この不安を除去せなければこの工事は私はできないと思つてゐる。実はこの点について大阪府知事の佐藤先生ともいろいろ話し合つたんですが、個人的にも、とにかくそういう不安を除去してやらうことが第一だ、それでなければ自分らのほうとしても、結局水が得られぬという

ことと不安だ、こういったおられる。

これはよほどの点については法律立法問題もさることながら、あらゆる観点からあらゆる事項について深甚なる注意を払ってひとつやっつけていたのだと思うのです。これについて今長官の御意見は伺いましたが、大臣はどうでございましょうか、何か御意見があったらひとつ伺いたいと思います。

○国務大臣(中村梅吉君) 水資源の涵養、水源地対策、こういうことの重要でありますことは申すまでもございませぬ。特にお話に出ております琵琶湖、滋賀県の関係等につきましては、これはもう滋賀県としても琵琶湖というものは唯一の財産、といつては語弊があるかもしれませんが、県にとつて最大のこれは資産であらうと思ひます。したがって、水資源の総合開発によつて琵琶湖の水を利用するということになれば、これは水源地に対するいろいろな処置を最大限に考慮して行なうべきであると思ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) 水資源の涵養、水源地対策、こういうことの重要でありますことは申すまでもございませぬ。特にお話に出ております琵琶湖、滋賀県の関係等につきましては、これはもう滋賀県としても琵琶湖というものは唯一の財産、といつては語弊があるかもしれませんが、県にとつて最大のこれは資産であらうと思ひます。したがって、水資源の総合開発によつて琵琶湖の水を利用するということになれば、これは水源地に対するいろいろな処置を最大限に考慮して行なうべきであると思ひます。

○村上一君 この衆議院の先般審議の段階におきまして説明されました点すなわち、総理大臣が、水資源開発のため、水系を指定されるという場合には、これに先だつて、関係都道府県知事の意見を聞く、その意見を十分に尊重するということが附帯決議にも書かれてあり、大臣からもそういう御意見の御表明があったように承つておりますが、この意見を聞いたという場合に不幸にして知事が反対の意見を表示した—理由はもとより付して反対の意見を表示したという場合にはどういうことになりますか。たとえ反対の意見を表示しましたが、第三条にいう意見を聞いたとして、あえて水系を正式に指定せられるのであるか。その辺ひとつ承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(藤山愛一郎君) この基本計画を策定いたしますときに、第四条にもございまして、関係都道府県の知事の意見を聞いて、そうして基本計画を定めることとございまして、この本法の目的が水の合理的利用であり、それは水源地における水の確保であると同時に、上流下流を通じての関係都道府県の水の既設の利用はむろんのこと、将来の発展に必要な水の問題についても計画を立てるわけでござ

いますから、したがって知事の意見としては、当該地方における実情に即した私は意見が出てくるのだと思ひます。でその意見を十分取り入れて、そうして各関係都道府県の知事の意見を聞いた上で、そうしてそういうふうな何と申しますか、地方的事情に適合するような基本計画を立案していくということになるわけであります。何か絶対的な反対といひますか、水の合理化使用、そうしてしかも上流下流を通じて水資源を確保しながらそれを利用していくという問題については、知事も御反対はないことと思ひます。その仕方、方法だと思ひます。知事の御意見というものを尊重しながら計画を立てる十分な私は余地がある、こう考えております。

○村上一君 この促進法の三条、四條や、公団法の二十条ですかに記載されております「関係都道府県」という文字なのですが、この関係都道府県というのはもう明瞭だと思ひますけれども、本法においては指定された水系の川口から水源地までの土地の管轄する都道府県ということになると信ずるのであります。この際ひとつ都道府県の範囲、まあ定議と申しますから、これをばつきりしておいていただきたいと思ひます。かく申す理由は、実は多目的ダムの四條にありますが、関係都道府県という文字と同じ文字なのですが、これが天ヶ瀬ダムの建設に先立ちまして問題となりまして紛糾を惹起した歴史があるからであります。ダムを作つて水没する部落を管轄する県は関係県じゃない、ダムを建設するにつ

うのですか、何かそういったような解釈でありまして、水没する土地、部落、それを管轄しておる県が関係県でないという、まあ言いかえれば天ヶ瀬ダムの場合におきましては、新たに大津市に併合された部落、三部落はどが水没したのであります。ところが実際はいろいろと御配慮を願ひまして、滋賀県の県会議長その他の尽力によつてやつと合意点に達したのであります。が、とにかくダムの建設について、その水没する部落を管轄する県が関係県でないと言われるのは、どうも私、納得ができません。今日でも納得がいかなないのであります。とにかく本法案にも同じ文字が使われておりますので、念のためにこの際伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 水系を指定することでありまして、交流と申しますかそういうものは全部含まれますし、また広域的な用水対策ということを考えておりますので、関係都道府県というものが、何か今お話のあるような関係とはわかれ考えられておるかもしれません。過去のそういう例について私存じておりましたが、そういうような水没する村が関係府県でないというのは、私も常識で考えてもおかしなことだと思ひます。そういう点についてはむろん入つておると御承知いただいて差しつかえございません。

持管理は地方庁が行なう、原則として、で、愛知用水公団にしましても電源開発公社にしましても、これらの団体が工事を行ないます場合には、管轄する知事の、管理するといひますか、知事の許可を受けてしかる後工事を施行するといひますが、河川法の七條でしたかになつておると思ひます。しかもこの河川法の例外はこれを認めないということになつておると記憶しておるのであります。ところが今回のこの公団法案三十三條はこの大原則を無視した、つまり公団が河川工事の施行主体になり得るということ規定しておるようには読めるのであります。が、私の解釈が誤りであるなら御教示願ひたいと思ひます。明らかに地方行政の河川に関する権能を侵して、この河川の管理体系を混乱するやうなことがあつてはならないと思ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) この規定は懸念されておるやうなことでございませぬので、従来の河川法上の都道府県知事の権能をいささかも侵さないといひのが建前でございます。従来河川法におきましては、第七條におきまして、地方行政庁、今日で申しますと都道府県知事と申しますか、「河川ニ関スル工事ヲ施行シ其ノ維持ヲナス」云々と、こうありますが、次の第八條がこの特例的な規定と申しますか、「河

川ニ関スル工事ニシテ利害ノ関係スル所一府県ノ区域ニ止マラサルトキ又ハ其ノ工事至難ナルトキ若ハ其ノ工費至大ナルトキ又ハ河川ノ全部若ハ一部ニ付キ云々とありまして「主務大臣ハ自ら其ノ工事ヲ施行シ又ハ其ノ工事ニ因リ特ニ利益ヲ受クル公共団体ノ行政庁ニ命ジテ之ヲ施行セシムルコト」がでますと、こういう第八條があるわけでございまして、従来も多目的ダム等につきましては、建設大臣が主務大臣として直轄事業をやつてきたわけでございまして、この分の権能を公団が今度は多目的利用のダム建設と河川工作物を実施することになりますので、公団にその権限を移していかうというのであります。都道府県知事の持つておりました従来の権能は従来どおりでございまして、

それから同時にこれに関連しまして、公団にやういふ権能を与えたら政府の、今までは主務大臣であつたが、その手から離れるではないかという一つ問題が起つてきますが、この点につきましては、実施にあたりましては、その施行に關して主務大臣が指示することになっておりますので、その指示をいたします際に、完全に従来の主務大臣が持つておりました権能に従ひまして行ないますから、その点も公団としては主務大臣の指示に反しては施行ができませんので、遺憾の点はないと私も実は考へておるわけでございまして、

○紅露みつ君 関連させていただきます。ただいまの公団法案の二十三條でございまして、これは衆議院の審議の過程におきまして問題になったところでございまして削除されたいへん

んすつきりすると思うのですが、ただいま御説明がございまして一応わかるのでございまして、ここで一つ確めておきたいと存じますことは、この河川法の七條におきます知事の権限がここでは全く排除されておることになりますので、しからば河川法の十八條の關係がどうなるか、これがはつきりとして生きておることではないか、ダムを作りますという場合には、そのダムの水を利用する場合には、どうしても知事の権限が、ここに水利権が出てこなければならぬと思つてございまして、この点についてははつきりした御見解を伺つておきたいと思つております。

○國務大臣(中村梅吉君) 今紅露さんから御指摘のございました第十八條の知事の権限でございまして、これも従来のとおりでございまして、この河川法十八條はそのまま生きておるわけでございまして、

「河川ノ敷地若ハ流水ヲ占用セムトスル者ハ地方行政庁ノ許可を受ケヘシ」こうありますので、従来のとおり都道府県知事の許可がなければ、たとえ公団といえどもできないわけでございまして、したがつてこの点も従来の知事の権限等は全然変更はございせん。

○紅露みつ君 了解しました。

○田中一君 今のもう一べん。今のところ三条の關係ですが、促進法案三条でですね。この基本水系の指定をする場合には、工事が伴わないから都道府県知事の認可は要らないと、こういう見方ですが、指定は、河川法の十八條の問題ですが、これは許可を受けることになっておりますね、結局指定をして、いよいよ仕事をすると許可を受けなければならないのですか。この促進法案三

條、四條の関連ですよ。それなら初めてから水資源開発の指定をする場合には知事の許可を受ける、許可ですよ。これはただ指定ということとは計画だ、するかしれないかわからぬというのじゃないわけだ、それじゃ許可とすればいいじゃないですか。十八條の精神が生きてゐるならば当然先行するのは許可の問題です、指定する場合には、それがこどもつて關係行政機関の長、それから關係都道府県知事は、地方行政庁としての知事なのかはつきりとはわかないわけですよ。十八條がそのまま生きておるとするならば初めから許可ですよ。第三條、第四條の計画というものがすべて許可を受けなければならぬということですよ、都道府県知事の。そういうふうに理解していいのですか、十八條がそのまま生きておるといふならば。

○國務大臣(中村梅吉君) 十八條はそのまま生きておりますが、開発水系の指定をいたしますというところは、開発水系として指定するのであります。工事を伴うものではないわけでありまして、したがつて水系を指定するときはただ開発区域を定めるだけでございまして、この三条の規定によつて運用をいたします、さらにそれが第七條、第八條等にもからんでございまして、第八條にいうように、河川に關するその工事により利害の關するところが一府県の区域にとどまらないとか、あるいは非常に大きな至難な工事であるとか、あるいは多目的であるとかいふようなものについては、従来の主務大臣が権能を持つておりましたので、それが公団のほうに移るだけで、第七條に規定されておる、河川に

關する工事を施行する場合の知事の権能、あるいは十八條でしたか、十八條に關する知事の権能、これは従来どおりでございまして、したがつて單純開発をする場所があるとなれば、それについては知事の許可を得なければできない、こういうことになるわけでございまして、

○田中一君 もっとも都市計画でも私がいやだと言つたつてかまわずプランを作つてしまつたらね、図面引いてしまつたら。その程度のものでいいことと理解していいわけですねただ計画だけだ。

○國務大臣(中村梅吉君) そうです。○田中一君 そうすると今度公団法案の十九條、二十條ですね。これはやはり都道府県知事の意見を聞くとなつてゐるでしょう。たとえば河川法による二県にまたがるという場合ということ

は建設大臣の権限になつておりますね。しかし一行政区内におけるところの一河川については、これは知事が持つておるわけですよ、十八條が生きておるといふならば、さうでしょう。○國務大臣(中村梅吉君) そうです。○田中一君 そうすると、促進法案三條、四條の問題は、計画だからこれはまあ勝手にプランを作るのだということと、實際実行する場合には一行政区内の場合には、その知事の許可を求めなければならぬということになるのですか。

○國務大臣(中村梅吉君) そういうことでございまして。そこで工事が至難であるとか、敷地にまたがるとかいふような河川法の第八條に規定した種類のときは知事の許可は要りません。そのかわり主務大臣の指示に従つてやらなければいかぬと、こういうこ

になるわけでありまして。

○藤田進君 関連して。私はやはり提案者からお聞きをしておきたいので、この法案の誕生その他の経緯から見ても各省庁主管者のそれぞれの御答弁はあまり意味がないように私は思つてゐる。今の点は河川法十八條は阻却されて、あとでまた私の質問のときにもお伺ひしたい点があるのですが、少なくとも二府県ないしそれ以上のものについては、河川法十八條を阻却されて主務大臣の指示によつて公団がこれを代行するといふうま御説明ですね。しかしケース・バイ・ケースであつて單純に特定一府県にかかるとある際は、これは河川法十八條が生きて、しかも特例は認めないで当該都道府県知事の許可を必要とする。さういふふうになつて建設大臣の御答へで承るわけですが、御提案になつております経済企画庁長官のほうの御解釈をこの際承つておきたい。

○委員長(後藤義隆君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(後藤義隆君) 速記を起こして下さい。

○國務大臣(藤山愛一郎君) 河川法に關することですから建設大臣より答弁をお願いいたします。

○藤田進君 提案者でしよう、藤山さん。違いますか、私の心得が違つてゐる。本委員会に政府を代表して提案されているのは、これは藤山企画庁長官でないでしたか、違いますか、私の心得え違ひならば。○國務大臣(藤山愛一郎君) 提案者でございましてけれども、河川に關しまして主務大臣である建設大臣が十分な御

説明を申し上げると思ひます。

○藤田進君 これはただけれども、企画庁が大体この法律は運用なさるのじやありませんか。まあその辺をまず最初にお聞きします。

○国務大臣(中村梅吉君) それでは私から一応お答えしまして、それから企画庁長官からお願いしたいと思ひます。

先ほど申し上げましたように、河川法第八条による水利権というものは知事にやほりあるわけでございまして、したがってかりに公団の事業が進捗いたしましたして水利権の許可を要する段階に行きますと、知事の許可を得なければできないということになるわけですが、この点でまあいろいろ都道府県知事の方々は、知事が発言権の外に置かれるんじやないかという御心配が非常に初めから強かつたことは、われわれ承知いたしておりましたが、建設省としましては河川法の第十八条の現存する限り、将来この河川法の改正でもすれば別であります、この河川法第十八条の現存する限り、知事の水利権は依然として従来通りの建前でございまして、知事が心配になるような筋合いではないということ、われわれ私的に、その基本的な筋道には変わりはないと御理解を願つてよろしいと思ひます。

○国務大臣(藤山愛一郎君) ただいま河川法の点について言われましたので、したがって、この当該の基本計画を立てますときに知事の意見を聞きまして、そうして許可できないような意見があれば、それは調整していかねければならぬということになると

思ひます。

○藤田進君 あとで。

○田中一君 大体筋道がはっきりしたと思うのです。そこで——続けてやっていますでしょうか。

○委員長(後藤義隆君) どうぞ。

○田中一君 それじや……

○藤田進君 僕ははっきりしておると思ふ。それ別にやればよい。

○田中一君 そこで、最初からひとつ腰を据えて質問しますから。

われわれは、この二法案というものの受け取り方は建設法か、計画法か、あるいは利水の面に重点があるのか、どちらに考えたらいいのでしょうか。総合したということになっておられるけれども、全部総合しておられるのだという答弁ですと、これは問題が別に被及するのですが、どういう工合に卒直に受け取つていいのですか。企画庁長官、建設大臣、両方から伺つておきますが、これは当面何を目的としておるか、促進法案はわかりませんが、これは何を目的としておるかということです。いろいろ書いてあるのですよ。第五条にいろいろ書いてありますけれども、第四条にも書いてあります。国民としてどういう受け取り方をしたらいいのか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 促進法案のほうはおわかりただけです。すなわち、水の合理的な水系全体に対する利用をどういうふうな計画したらいいかという計画的なことを基本にいたしておるわけでございまして。公団のほうはそれを実施する方法を規定したと、こういうこととでございまして。

○田中一君 建設大臣もそれでいいですね。

○国務大臣(中村梅吉君) 同様でござい

います。

○田中一君 そこで、この促進法案を出さなければ、今、経済企画庁長官が説明をしておるようなことができなかったという実態ですね、これはひとつ、口で言つてくれればけっこうです、説明していただきたい。たとえば「水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本となるべき」云々、したがって「基本計画には、次の事項」——

第五条です、(次の事項を記載しなければならぬ)。「水の用途別の需要の見とおし及び供給の目標」とか三項目ありますね。これはたとえば利根川水系について、もはやプランがおありだと思ふのです。それをひとつお示し願ひたいと思ひます。あるいは宇治川でもけっこうです。

○国務大臣(中村梅吉君) 河川局長からお答えをさせます。

○政府委員(山内一朗君) 利根川水系につきましての需要の見通しと供給の目標でございますが、これは一応建設省の所管としてたゞいま多目的ダム等を建設して水資源の開発を行なつておられますが、その点につきましてもいろいろ需要のほうも資料を集めて、一応建設省関係としては見当をつけておるわけでございまして。ただそれは建設省だけの考えといひます。それは不十分でございまして、なお農業関係とか工業用水、それから上水道の関係も考へ、なおかつそれそれのおの目的で開発する計画というものも織り合はして、初めてその利根川水系の水資源の開発基本計画はできる、そうしなければならぬというふうな考えをしております。したがって、この促進法案におきましてはそういうことを目標と

してこういう内容が織り込まれ、「基本計画には、次の事項を記載しなければならぬ」ということでやつて参つておるわけでございまして。したがって、これから申し上げるものは建設省関係ということになります、いろいろ資料等集めまして一応四十五年目標で考えておりますが、利根川の河川に依存する四十五年の農業工業水道用水、これの需要量の大体の見込みが一億六千万トン少しと、こういう一応調査をやつておりますが、それにつきまして開発計画としてもそれに合わせるような計画を一応立てておるわけでございまして。その計画の内容でござい

ますが、それには矢木沢、下久保、神戸というふうな多目的ダムの建設、それからあわせまして利根川の河口にせきを作りまして水を貯留してそれを利用する、というような利根川の河口せきの問題、それからさきには霞ヶ浦の開発、こういうふうな点をいろいろ、これから調査する分もございまして、大体の見当としては、それで開発が間に合ふんじやないか、こういうふうな考へております。なお、それらで開発いたしました水を需要の地点まで持つて参ります多目的の用水路といひます。か、それもあわせて考えたいと、こういう状態でございまして。

○田中一君 明日連合委員会があるわけですね。そうすると、今の建設省のやつは今伺つたから、建設省のやつを含めて各利水面の各省各庁の計画も一応立っているんでしようから、これはなわ張り争ひだいたしたんだから、めいめいにみんな作っているんだらうから、それを取りまとめた資料を出してほしいと思ふんです、あした。今こ

じや無理だと思ひますから。それをひとつ要求しておきます、各省に。委員長(後藤義隆君) ちよつと速記をやめて。

(速記中止)

○委員長(後藤義隆君) 速記を起こして。

○田中一君 そこで、こうしなきゃならないこの促進法案、並びに公団を作らなきゃならないということになった一番の今までの欠点ですね、これはどこにあったんですか。今までの欠点といたしておかしけれどもこうしなきゃならぬかつたという理由。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 御承知のように、水の需要面については、環境衛生の立場から上水については非常に大きな問題として今後扱われて参らなければなりません、また工業におきましても工業の体質改善と化学工業というふうなものが主に大きくクローズアップされてくれば、工業用水、特に地下水等の規制もいたして参らなければならぬ工業地帯もございまして、そういうふうな面から工業用水の確保といひますことは、今後の日本の産業進展のために非常に重要でござい

ます。同時にその需要を満足させるためには、水の確保ということが当然必要になつてくるわけであります。治山治水等を想定して、そうして水の合理的な利用ということを考えて参らなければならぬと同時に、先ほどお話しも出ましたように、たとえばの完全利用のためには河口せきを作るとか、あるいはダムによつて貯水を計画するとか、そういうふうな多目的な意味も含めてそういう水系の整理をして、そうして水の量をわる程度豊富にもし、合

理的に使うことに供給面ではなつて参らなければ総合的にならないわけでありませう。そういうことを考へて考へてきてきたのが、この水系を完全に利用していかうというこの法案の目的でございます。

○田中一君　そこで今考へているこの二法案が通つた時に水資源開発水系の指定という点はどう考へておりますか。たとえば利根川の場合にはどの地点を考へておりますか。利根川の水系全部を考へておりますか。それとも特定の矢木沢とかを考へてゐるんですか。

○國務大臣(藤山愛一郎君)　第四条でございませうかあるように水系全域にわたつてやる。で、水系といへば主流河川というものを含め、その河川に直結してあります湖沼等もありますので、そういうものも含めて指定されることになると思ひます。

○田中一君　水系全部ということですか。その支川も何も全部ということですか。

○國務大臣(藤山愛一郎君)　そうでございませう。

○田中一君　たとえば江合、鳴瀬のように河口で合流してゐるという場合、而水系が指定されるというふうに考へてゐるのですか。

○政府委員(山内一郎君)　水系の指定のまゝ具体的のどういふふうにするかといふのはいろいろやり方あると思ひますけれども、必要なのは、やはりその開発施設とかそういう点が含まれる区域、という指定の方法もあるのじやないかといふふうに考へます。したがつてはつきりいたしませんけれども、計画がございます水系といふものについて、あまり支川のことまかいところ

まで指定をいたしましても、水源の開発に直接関係もないようなところもございませうから、やはり水資源の開発施設をおもに考へまして、それらの川の区域へ入るようなものを考へたらどうか、こういうふうな考へております。

○田中一君　ぜひふん規模が説明によつちや大きくなつてみたり、今河川局長のように局限されたり、二休二をどうしようというのか。実に私も委員会でなく私的にいろいろ説明を聞いてゐるのですが、つかまえていくのです。今河川局長の答弁を聞いておると、まあ資源として価値のない所は指定しない、確保しなければならぬといふような施設を指定するのだと、さういふような答弁に思はれるのですが、藤山さんの説明ですと一河川全部だといふことになるのです。利根川、非常にこれは違ふのです。利根川のようにある長い、支川も相当あり、それから今度の法律案を衆議院で改正して水源の保全、保全と涵養といふものがこの目的に入つてゐる以上、それを含まなければならぬことになつてゐるのです。全部、さうすると膨大なただ水の利用じやないのです。国土保全といふこの根本の国土計画のもとです。それまで入つてくるのです。

衆議院の修正がないときには大体つきり一つの施設といふことに局限しても考へられるのですけれども、衆議院のこの修正から実に大きな発展をしてゐるのではないかと思ふのです。ですから、まあ一つ利根川水系としてこれは河川局長、これは建設省の感覚かもしれない、君が言ふ以上は、私はこゝ考へてゐるのです。利根川水系をこゝ考へてゐるのですといふことを言へるはずだ。もうわれわれにも私的に説明があつたのだから。それから農林省はどう考へてゐるか、農業用水をどう考へてゐるか。電源開発はどう考へてゐるか。工業用水はどう考へてゐるか。工業用水はさう考へてゐるかといふことはやはり考へてゐない。われわれが最初言つたとおりの捕縛をしないのです。どういふものであるかといふことがつかめないのです。さうしても一切の問題が入るならばこんな公団なんかやらすべき問題じゃないのです。公団なんかやらすべきものじゃないです。経済企画庁が国土総合開発法による実施公団でも、実施公団といふか、機関です、みんな機関を作りなさい。これは与党も野党も自民党も社会党も言つてゐる国土開発的なものを作つてやるべきです。ですから私もつかまえてゐないのです。さういふ規模のもので、さういふ構想で、なるほど文章はいろいろ書いてありますけれども、今河川局長から施設といふ言葉がふつと飛び出した。われわれはどう考へたらいいのですか。藤山さんが経済企画庁長官として考へてゐるものと建設省の考へてゐるものと違ふようですが、どうなんでしょう。

○國務大臣(藤山愛一郎君)　もちろんある一つの川、利根川なら利根川、それは水系全体を指定するわけになりますから支流その他も含む。ただ先ほどのお話のようになりはとんど河口で同じ所であらう一本になるというので、全然方向が違ふ、いわゆる水系が違ふといふ場合に、河口で一緒になつたからといつてそれを包括的に指定するかどうかといふことは考へなかならぬところだらうと思ひます。しかし一つの

水系としてはやはり水の合理的な利用、それは水系全体にわたつて基本計画を立てなければいけないし、その基本計画を立てるときに農業用水の問題としては農林省が問題を出されまして、どの地点でどういふ農業用水を確保する、あるいは通産省からすれば電源開発の地点はどういふふうにするか。水系の中で確保する、といふことがこれから出てくるわけだと思ふ。したがつて、水系全体として指定されて基本計画そのものは立てられることになるので、何か支流の途中をばんと切つちやつて指定外に置くとかならぬといふことは、それは適當なる措置ではない。ただ先ほどのお話は河口へ何か入つてくるというやつで二つの水系があつた場合に、二つの水系を基本計画の中に入れてどうかといふことになる。さういふことは、これは別個の問題になる。

○田中一君　国土保全のための水の調節といふこと、それから利水といふこと、これはもう不可分のものなんです。そこでこれは河川局長に聞きたはうがいいじやないかと思ふのです。が、利根川の一体既設のダムも全部指定して一つのものとしての考へ方を持つてゐるのですか、それが利根川水系といふものをかりに言ふならばですね。

○政府委員(山内一郎君)　水資源開発公団ができて実施をいたします水資源の開発の施設、これを建設のあとに考へておられます。したがつて現在に考へますに開発済みの施設は公団の管理に入らない、さういふふう

考へておられます。

○田中一君　河川局長に聞くと大体わ

かつてきました。さうすると、今考へてゐるのは特定という言葉でいいかな、これから行なおうとする水資源の確保という施設の部分を公団に渡すのだといふことであつて、利根川水系の中の既設の有効に使つてゐるものに対しては、それは入らないのだといふように理解してゐるのですか、藤山長官。

○國務大臣(藤山愛一郎君)　水系全体で基本計画を立てますときに、既存のダムといふものを無視するわけにいかぬわけですね。既存のダムがあるといふことを無視して基本計画を立てるわけにいかない、すでにあるものはあるもので生かしていかねければならぬ、それを教へてしまふわけにいかぬ。ですからそれを無視しないといふことは基本計画の中に入らぬ。ただ将来さういふようなダムができたときに、たとえば多目的ダムをどこで管理するか、発電のダムをどこで管理するか、は別個の問題である。公団としては工事したものに管理をしていくといふことはありますけれども、既存のたといふていってしまうという形ではない。

○田中一君　さうすると、利根川水系の例を取ると、これから公団が行なうとする水原用水確保の施設に対しては公団がそれを用水の分配まで指定する。さうすると、利根川水系という形では本にすばつとしてしまふといふことなんです。利根川水系のうちの特定な利根川上流のその区域だけを指定するといふことなんです。これでは農林省の考へ、それから通産省の考へ、建設省の考へ等が、まあ経済企画庁を窓口にしてこゝでさういふ形をもつていくのだといふような安易な妥協を

考へておられます。

して、窓口を経済企画庁に持ってきたのであって、実態というものはおのの計画を持っていくはずなんです、その計画の調整というものができていないじゃないですか。そういう調整までも午前中に鈴木雅次参事官も言っているように、経済企画庁の主管となった経緯は閣内で話がかないからこの法律を作った公団に調整しようということになったのじゃないですか。どうもその政務次官と長官との間で何かぼそぼそやっているし、河川局長はまた建設大臣にちよつとニュアンスの違うような発言があるし、はなはだ最初言ったように、國民としてどうこれを理解したらいいかということとは重要な問題です。ことに利根川水系という一つの大きな坂東太郎というものの水利権というものの、あるいは用水というものを考えた場合に、これは今度水資源公団あたりに預けたのは重大な問題が起きますのです。特定のあつた一つの量、何十万とか一口に流す、そのダム一つでどれだけ流すかということでもって下流は取れる権利があるのですから、それは上流で流してもそれだけの分を下流は取る権利があるのですから、流れているのですから。こういう形でもってこれを水資源公団に取るようにやらすというのか。既設のものまで一元的にここにありまますような水利利用の面においてこの権限を公団に与えるのだ、いわゆる配水です、水を配るやつ与えるのだということになりますと、これは重大な問題が起きますのです。その点のつかまえ方をはつきり説明して下さい。既設のものは既設のもので認めるのだ、それぞれ各ダムは自分の持っているところの収容能力でもって、か

りに放水する量は、百トン流せば百トン途中でもって取つていいのですよ、流しておくのですから。そういう形でいこうとするのか。全部の新しい計画が立つてそれが既設も新設も全部含めたものを利用するための配分を公団に行なわせようとするのか、どの辺までを考えておられるのか。

○政府委員(菅太郎君) 申し上げるまでもありません、今度のような開発促進法案を作りましたのは、従来ならばならぬ懸念のありましたものを総合的に統一してやりたいという考えからきておりますから、何といひますか、開発基本計画それ自体はもろろんこれは一本のものにまとめなければなりません。したがって水系の指定も利根川なら利根川というものを一本に指定していかうかというところは基本計画におのずから順序段階がありまして、こちらの方からいふふうになつていくという計画がおのずから立つていくのです。しかもその計画もきめて広域的、総合的なものでなければなりませんから、したがって水系全般にわたる水の利用、供給、配分、それに設けらるべき施設の大体の配置計画等はきめて総合的なものにするわけであります。ただ御承知のように、この水の開発及び利用の事業主体をだれにやらせようかは、ここにありまますように国もやりますし、公団もやりますまたその他の事業主体もやられるようになっておりました、必ずしも公団が独占するとは書いてないのでございます。したがって、従来の既設の施設がありますときにも全体の計画の中にはそのものも取り入れて計画をしなければなら

ませんこれを除外するわけにはいきません。基本計画の中には当然従来の既設既存のものも取り入れて計画することとは当然であります。しこうして既存の計画も従来やつたようにその主体が依然として管理するかどうかは、全般を考慮いたしまして公団に引き継ぐことを適当と認めるものは、これを承継をいたすべきものと思つてございませう。しかし依然としてそれは最初に設置した者が別に管理をしたほうがいいと認められるものは別にいたしたほうがいいと思つてございませう。既存設備の承継につきましては今後主管官庁と御相談してきめたいと思つております。現に愛知用水公団におきましても同様な問題があるわけであります。そういう既存のものにつきましてはそれぞれの主管官庁と相談をいたしまして、承継するがよろしきやいなやということを考えまして、ことに全体の基本計画の構想の上から承継を公団がやつたらよろしいか、従来の主体が依然として運営したらよろしいか考えまして上で決定したい、こういうふうな考えております。

○田中一君 なぜ公団方式がいいということなんでしょうか。現在各省がやっているでせう。決定がどこにあったのですか。また公団方式でなければならぬという理由はどこにあるのですか。総合的な開発並びに利水といった今だつてやっているじゃありませんか。

○政府委員(菅太郎君) お答え申し上げます。本法案の立案の趣旨にありましたように、最近の工業の発展及び都市の人口が非常に急激でございませう、水の需要が急速に増しておる。それ

れにこたえるためには、たとえばこういうふうな教府県にまたがりまますような、相当の費用を要しますような大工事は、中央の省が官庁の直轄工事としてやりますのに比して、この公団形態の方が何と云いますか、弾力性もあり機動性もあり効率も高い、こういうふうな考えまますので公団方式をとるわけでございます。官庁でございませうと予算、会計規則に拘束をされます。また多年度にわたる継続費的な支出のやり方も非常にむずかしい。いんやんや借入金をして水資源開発債券を発行したもので、したがって御承知の通りこれを官庁の直轄事業としてやりますよりも、こういう事業的色彩を持つた公団を設けて、しかもこれが教府県にわたり各省にわたることを一元的にやつて、しかも機動的に弾力性をもつて、あるいは場合によつては相当先行投資的に、アロケーションのきまらぬような部門の経費についても、どんな借入金その他でもって事業を進めていって、そして負担者がきまればそこに割り当てていく、このように有機的に弾力的にやる、こういうことで公団が出てくる時代がきたというふうに私も考へておる次第でございませう。

○田中一君 現在六法全書にありますが、この現行法がだめだというなら変えたいのですよ。法律のために人間が生きているのではないのです、社会があるのではないのです、国家があるのではないのです。国家の必要を要請、民族の必要を要請にこたえて法律は変わるべきなんです。なぜ公団方式がいいかということになると、今

これはでございます。そういうことでは私は満足できない。というのは私も社会主義経済政策というものを考へておられますから、だからそのままだでは納得できないものがあるのです。実際に悪い法律があったら変えればいいじゃないですか。

○政府委員(菅太郎君) お説の通りでございませうけれども、官庁の構想としてやりますときは予算制度なり支出の制度なり、そういうものを全面的に変えてかかると大へなことでは一定の規則を受けざるを得ないのでありますから、したがってそういう官庁工事として不適当なものを、今日御承知のごとく各種の公団を作つて事業的な色彩を加味して弾力的にやらしてやるわけでございます。したがって、これもそういう道路公団とか住宅公団とかいうような、あるいは官庁がやつてもやれぬことではないというふうなものをいろいろな公団がやつております。したがってそういう意味でこれも公団でやるわけでございます。特にここで新しい公団形式を開いたわけではないと存じておるのでございませう。

○田中一君 開発事業というものは政務次官の言っているような要素がなくば、国土開発省というものを作つてそれに特例をひけばいいのです。各公団全部吸収すればいいのです。私は一応今の制度の中ではこういうものも認められております、大いですが、然るにやういふ重大な問題、大きな問題は国がやりやすいような形にしておいて、すきだという純粋な議論を持てているんですよ。これはねえ、ほかのものとは違ふん

です、うらを建てるか道路を作るとかいうものと違ふんです。アロケーション問題をあなたはおっしゃったけれども、大体一切の施設というものは国が直接やって、ただで国民がそれを使ふんだという形が一番望ましいんです。たとえば生産工場があるとする、生産工場は民族の要請によって生産するんですから水は無料です。そうすると水の分のコストもダウンします。それは国民のためです。よ。ほかのものと違つて私は、水と空気と太陽熱というものは、これはもう当然料金を取らないでやるべきだと思います。よく水道料金といふますけれどもこれはまあ現在では水道を使えない人もいるものだから、やむを得ず水道料金というものを取っていますけれども全部国がすべきです。根本的に利水の面を、一応利根水系なら利根水系として、計画は利根水系という一つの水系をもとにして立てるといふお話です。それからそれはいいと思います。それは国土総合開発の一環なんです。利根川水系には国土総合開発の特定地区としてきめてあるんです。屋上屋を架すようなものなんです。たとえば利根川の開発、利水等を考える場合には、国土総合開発事業のうちの利根川地区は特定地区としてきめてあるんです。ここに仕事を着々と進めつつあるんです。あらゆる要素が入っています。したがって、屋上屋を架すように利根川水系の全部を新しくこの促進法という形で取り上げるといふ必要はないわけなんです。そこで、取り上げるならばこれは経済企画庁が所管している問題です。利根川水系の特定地区としての事業を十カ年計画で行なつており

ます。それは一体建設の面に重点を置いてものを考えているのか、利水の面に重点を置いて考えているのか私はわからないわけなんです。実際、と。あえて利根川というものを指定して今度またやるといふならば、従来の閣議決定しているところの利根川総合開発事業というものは一体どうなるんです。

まして、そしてこの運営の仕方を促進法やあるいは事業主体に公団などを加えまして、つまりそういうしつかりしたやり方でやろうという事で、矛盾はいたさないでございまして、そういう地域の特定計画に合うように一つさらに固め、さらに強力に推進するやり方として、そういうものを提案しているわけでございます。決して矛盾をいたしては行かないでございまして。

の事項でございまして、全国総合開発計画は大きく全部をまとめておりまして、いわば全体と部分と申しますか、総合計画の大きな体系の中で利根水系を取り上げて、その水の開発利用をだんだんこれできめていくという、いわば全体と部分と申しますか、大きな方針を具体化しておると申しますか、そういうふうにお考えをいただければいいんではないかと思つてございまして。

つていふことが一番最初の質問からいろいろ発展したものであります。端的にいえばこれは水の利用権というものの対する配分管理ですね、これを行なうことを目的に立てたものなのか、あるいは増大する水の使用量にたいして、また増大しようとする地区の水の使用量を確保するための施設を行なうために作つたものなのか、そうするとこれは総合したものでございまして、総合と言つたらどこにも総合という字が書いてあります。一番書いてあるのが国土総合開発法です。これではいけないと言つたて現にやっています。ですから、効果をあげております。だからどこにねらいがあつて、国民は端的にどういう理解をしたらいいかということを知つていふのです。といふことはですね、一体この数々ある水利権といふものを公団がこれを掌握する、衆議院段階においては「特定の利根川水系における」云々とあつたものを「特定」を取つてしまひました。どこかの利根川でも全部やれるということなんです。各利根川の水利権、水の配分云々という問題をこの公団が全部掌握する道が開かれてあるのです。やろうとするならばですね、これは非常に大きな問題です。いふのです。それがねらいならば私は、いつも言つていふように、水の所有権といふものはそこでジョイント・カットしてたまたまの権利じゃないです。たとえば紀州の二十八年災でしたか、途中で土砂がくずれて湖ができてしまつた。その湖は決してかみしものではないんです。水は国民全部が自由に使つていい水です。下流のほうでもって今まで必要な水、

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

【速記中止】

まあ慎重水利権と言っておりますが、これがこまかく計算されて、それまで守るんだということになるのはまだまだ先のことです。水利権というものは特定の誰かが握って、上流で流れてくる水、必要な水がもう来ないということがあるんです。したがってこの促進法案並びに公団法案はこの事業、これを目的にやっていくことをしておるのかということ、最初から伺っているんです。それを全部の総合でございまして、その答えでは満足できないんです。そんなことは国土総合開発法にもあると言っています。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 今特定の、水の需要の著しい増大が見られる地方に水を供給するのが目的かどうかということのお話しだと思ふのであります。むろん産業の発展及び都市人口の増大に伴って水の利用がふえております特定の地域がございまして、それに水を十分供給するということを考へて参りますことは、これは当然のことだと思ひます。ただしかしそういう供給をする場合に一水系の水が過去においていろいろな利用されておりましたし、それを阻害して、増大した地域にだけ水を確保するというわけには参りません。したがって総合的に問題を考へてゆく。総合ということはそういう意味において地域全体の水の合理的利用をいたすためにはそういうことを総合して考へていって、そうしてしかもそれは水のでき得るだけの確保をはかつて参らなければ、増大する要求にも応じられないわけでありまして、そういう面もあわせ考へながら総合的にこれを進めてゆくということが、いわゆる今お話しありました総合という

点でございまして、そういう意味に御理解下さいれば、たとえば既設の権利を阻害するとか、あるいはそういう問題を無視して、そうして何か特定地域だけに水を供給するんじゃないかと、特定地域に水を供給する場合にも既設の権利とあわせて総合的にその調整をしてゆくということにあるわけでございます。

○田中一君 そうすると、利根川の例をとりまして、既設のダム群ですね、この水はこの法律には関係ございまして——ここに第五条の三に「利用の合理化」という言葉が出ておるんですね、利用の合理化というものはどういう工合に考へておられるか、また具体的に利根川水系のものをどう考へておられるか。河川局長は矢沢の今度作るダムを一応目標にしていると言っています。その貯水量といふものに對する合理化をいつているのか、あるいは既設のたぐさんのダム群が持つておるところの貯水量の水までも利用の合理化といふものを考へておられるのか。既設のダムの水利権といふものは、これは決して手を染めませんというならば矢沢ダムに局限されるということになるんです。あるいは沼田に今度大きなダムを公団が作ればそれに局限されるんです。おおよそ総合の利用じゃないんです、特定の施設の利用です、施設の利用の合理化です。

○国務大臣(藤山愛一郎君) ちよつとお説を返すようですけれども、既設のものも完全に利用される、そうして同時に今後の水を合理的に利用してゆくという総合的な施策をすることでありまして、そのことが基本計画全体を策定する上において十分考慮されなければならぬ。十分利根川についての知識がございまして、各所のダム地点等について御説明がございましたけれども、私もそういう十分の知識がございまして、果たして今後一カ所しかダムを作らないか、二カ所作るか、そういう点については今後とも水の十分な利用等について建設省の御意見を伺つて、この基本計画の中には織り込まれてゆくことになると思ひますけれども、そういうものを総合して、そうして水の合理的な経営をするということであるわけでありまして、御趣旨にそう違はないんじゃないかとわれわれ考へておるのでございます。

○田中一君 計画としての水の合理化ということとは作文です、文字にすぎないんです。実際合理化しているか、していないかの問題なんです。そこで水の合理化という言葉は、もうこの促進法案でうたつておる水の合理化といふものは既設のものまでを公団に全部やらせるつもりなのですか、そうじゃやないのです。利根川水系の水の合理化といふこの計画を計画したわけじゃないのです。利根川水系の水の合理化といふのがないのですよ。実際その場合にだれにやらせるのです。既得権は既得権として直轄のダムは国にやらせるのか。まあ先ほど政務次官が言つておるように、だれがやってもいいんだということになる。そうなります。そうすれば、公団のやるものは局限されるのじゃないかというのです。水の利用という問題ですね、水利権の権限といふものは、おのおの既得権として持つておるものはおのおのやるのだということなんですね。それだけじゃ足りないのじゃないのですか。足りないからこういう促進法という構想が生まれてくるのじゃないのですか。そこにむだありということなんです。もしむだがあるという認定をしないならば、何もこういうものを作る必要ないじゃないですか、現にやつておるのですから。

○国務大臣(中村梅吉君) その点はもう田中さんは重々御承知だと思ふんですが、先ほど政務次官が言われまして、たまたま、多目的ダムを建設省の直轄工事でありまして、まず第一に年度予算で縛られるということが一つと、それから多目的ダム法によりましてダムの建設をするのに、まず水の利用者の費用負担といふものがきまつてきまして、できない、それで工費が幾ら、事業が幾ら、こういうことがきまつて、初めて着工してやれることになるわけなんです。ですから公団ができた場合と、できないで多目的ダム法で建設省がやる場合とは、速度によほどの格差が出てくると思う。公団の場合にはそれが財政投融資でやり、あるいは公団債でやり、あるいは費用負担の率や負担者がさまざななくとも、大体工業計画とか厚生省の水道計画とか、あらゆるものできまつていって、用水はここのくらい要するという見当がつけば、も

きただけ総合的にそれを配分して使うということが一つ。用水路一本作るにいたしましても、水道用水は水道水路を作る、工業用水は工業用水路を作るという、別の水路を作るよりは一本の水路で、適当なところで配分するといふような、利用面においても私は非常に関係がある。それから先ほど来利根川水系のことを中心に御議論があらりましたので、私も実は自分の関係してある仕事の上から、従来の行き方よりもっと発展的な行き方が必要だと痛感しておりますのは、私は、首都圏整備委員長も兼務いたしておるわけですが、東京の過度の人口集中をどうして排除したい、その排除には努力しておりますが、いる人間に水道の水を飲まなければならない、工業に工業用水が要る、地盤沈下防止のために工業用水が要る、これも当然であります。が、それについて首都圏としては過度の集中を排除するために、衛星都市をばうばうに指定して、今建設しつつあるわけなんです。ところが工業団地を各地に指定して作り始めまして、同地ができてきつたりますが新しい団地ができてきつたります第一は工業用水で、全然今まで水に關係のなかつたところに水が入り用になつてくるわけなんです。その工業用水が見通しがつきませんと水を、非常によく誘致する工場に制約が起つてくる。こういう事情がございまして、私どもこの首都圏整備の衛星都市建設をやつておる者から見ますと、こういった新しい制度で総合的に水の造成及び配分事業ができてくる機関ができてくるということが非常に望ましいわけで、利根川水系について首都圏整備事業の衛

くものじゃないのですか。そこにむだありということなんです。もしむだがあるという認定をしないならば、何もこういうものを作る必要ないじゃないですか、現にやつておるのですから。

○田中一君 そうすると、建設法です、その点については、公団のやるものは局限されるのじゃないかというのです。水の利用という問題ですね、水利権の権限といふものは、おのおの既得権として持つておるものはおのおのやるのだということなんですね。それだけじゃ足りないのじゃないのですか。足りないからこういう促進法という構想が生まれてくるのじゃないのですか。そこにむだありということなんです。もしむだがあるという認定をしないならば、何もこういうものを作る必要ないじゃないですか、現にやつておるのですから。

くものじゃないのですか。そこにむだありということなんです。もしむだがあるという認定をしないならば、何もこういうものを作る必要ないじゃないですか、現にやつておるのですから。

星都市建設ということと関連して考えますと、そういうことも緊迫した実情にあるというのが現状でございます。

○田中一君 ですから、水を確保する施設を作るための法律なんですか。

こしくなりませんが、私は割り切っているつもりです。ですから私のほうで公団の行なうところの事業を言うとか、あなたのほうで促進法案で大上段に理想だけを、計画だけを、プランだけを言うから食い違ふことになるのじゃないかと思ひますが、端的にいってどうなんですか、河川局長、さっきの答弁があつたからもう一ぺんちよつと説明して下さい。

○田中一君 利用するのはあたりまえです、水を売っているのじゃないですか、費用の負担なり受益者負担というもので、いわゆる言葉を変せば水を売っているわけでしょう、買っている者に売るための施設を作るのでしょ

○国務大臣(中村梅吉君) 私から結局端的に申し上げます、高度の水の造成、それと合理的な利用、こういうことがまあ促進法案及び公団法案のねらいだと思ふのです。高度の利用、高度の水資源造成をするには建設がもちろ

うものにならざるを得ないじゃないかということになるのです。水がほしい、それじゃダムを作つて水を確保してあげましようということになつて

○田中一君 建設をする公団ですね、公団というものは、

のじゃないですか。それを大きく利根水系を全部指定して、水のそれを有効適切にむだなく使つていふようなことを言つと、これはとんでもない問題に

○田中一君 要求された水を確保して売るために池を建設する公団なんです。むろんこれは自分の作つたもので

発展してくるのです、一体どうなんですか。だいたい河川局長が、一つのダムを作つてそのダムの水の利用の合理化ということならわかるのです。

○田中一君 要求された水を確保して売るために池を建設する公団なんです。むろんこれは自分の作つたもので

水系全部に対する水の合理化というものは、計画としてはむろんあるでしょう。それはそれぞれ水源を作る、ダム群を作るときにはこの計画があるわけ

○田中一君 要求された水を確保して売るために池を建設する公団なんです。むろんこれは自分の作つたもので

なんでしょうか。建設し、その建設されたものの水の利用の合理化をはかるのだという

○田中一君 要求された水を確保して売るために池を建設する公団なんです。むろんこれは自分の作つたもので

これは促進法案と公団法案とをこつちやにしてものを考えるから非常にやや

○田中一君 要求された水を確保して売るために池を建設する公団なんです。むろんこれは自分の作つたもので

に、水を確保する施設を作るのが公団の役目だと、こういうわけですか。し

○田中一君 要求された水を確保して売るために池を建設する公団なんです。むろんこれは自分の作つたもので

たがってこれはそれに対する管理をして、水はほしい者に売つてやるのだ、

○田中一君 要求された水を確保して売るために池を建設する公団なんです。むろんこれは自分の作つたもので

売つてやるという言葉はちよつと表現がうらはらになりませんが、水を流してやるのだというところだけの公団で

○田中一君 要求された水を確保して売るために池を建設する公団なんです。むろんこれは自分の作つたもので

ね、それでいいのですか。

○田中一君 要求された水を確保して売るために池を建設する公団なんです。むろんこれは自分の作つたもので

○田中一君 要求された水を確保して売るために池を建設する公団なんです。むろんこれは自分の作つたもので

○田中一君 要求された水を確保して売るために池を建設する公団なんです。むろんこれは自分の作つたもので

らだんだんと政策を、池田内閣が続くのか、藤山内閣になるのか、いずれにしても保守党内閣の続く限り、だんだんとこのシステムというもののじゃないだろうか。本来自由主義でやりになる政策が根本だろうと思ふのです。

○田中一君 そうならそうと早く言つてくれないと困る。それをいろいろ聞いているわけですよ。少なくとも水の行政というものを公団なんかはまづもつてやるということはあるがな

○田中一君 そうならそうと早く言つてくれないと困る。それをいろいろ聞いているわけですよ。少なくとも水の行政というものを公団なんかはまづもつてやるということはあるがな

○田中一君 そうならそうと早く言つてくれないと困る。それをいろいろ聞いているわけですよ。少なくとも水の行政というものを公団なんかはまづもつてやるということはあるがな

○田中一君 そうならそうと早く言つてくれないと困る。それをいろいろ聞いているわけですよ。少なくとも水の行政というものを公団なんかはまづもつてやるということはあるがな

○田中一君 そうならそうと早く言つてくれないと困る。それをいろいろ聞いているわけですよ。少なくとも水の行政というものを公団なんかはまづもつてやるということはあるがな

○田中一君 そうならそうと早く言つてくれないと困る。それをいろいろ聞いているわけですよ。少なくとも水の行政というものを公団なんかはまづもつてやるということはあるがな

○田中一君 そうならそうと早く言つてくれないと困る。それをいろいろ聞いているわけですよ。少なくとも水の行政というものを公団なんかはまづもつてやるということはあるがな

○田中一君 そうならそうと早く言つてくれないと困る。それをいろいろ聞いているわけですよ。少なくとも水の行政というものを公団なんかはまづもつてやるということはあるがな

○田中一君 そうならそうと早く言つてくれないと困る。それをいろいろ聞いているわけですよ。少なくとも水の行政というものを公団なんかはまづもつてやるということはあるがな

○田中一君 そうならそうと早く言つてくれないと困る。それをいろいろ聞いているわけですよ。少なくとも水の行政というものを公団なんかはまづもつてやるということはあるがな

○田中一君 そうならそうと早く言つてくれないと困る。それをいろいろ聞いているわけですよ。少なくとも水の行政というものを公団なんかはまづもつてやるということはあるがな

○田中一君 そうならそうと早く言つてくれないと困る。それをいろいろ聞いているわけですよ。少なくとも水の行政というものを公団なんかはまづもつてやるということはあるがな

○田中一君 そうならそうと早く言つてくれないと困る。それをいろいろ聞いているわけですよ。少なくとも水の行政というものを公団なんかはまづもつてやるということはあるがな

る時間もございませぬが、それくらいたくさんあるわけです。次にはどんなものがくるだろうかということについて私は将来の展望としてみたい。なぜならば、この公団も、おおよそ自由主義であるからそうなるのが本来自然かもしれない。出たとこ勝負といひます

か、おおよそ計画というものはなささうに思ふので、そのときそのときに自由でありあるいはまた不都合である、その場合には、そのときの政策として出るのが至当かもしれないが、もし計画があるとすれば、もつと大きい構

想で、国土公団なんといったようなものを作られてもいいじゃないか。電源開発会社というものができてこれ特殊会社、ほとんど水を中心扱つておる。今度それができる。あるいは

各自自治体においては、御承知のように、水についてはかなりの公共投資をやつておるといったようなものはそのま

にしておいて、ここに公団というものができるのだ、これがもしもつと早い機会ならば姿が変わつてきたのじゃないか。国土総合開発審議会というものができたところに、案外こういうものが

できるべきじゃなかったかと思ふので、そういうことから私は考えまして、将来企画庁とされては、公団というカ

テゴリ、公社でもよろしい、どういふものが予想されるのだろうか。それは出てきたときに考えるということ

なのか。私は一つの予想を持っておりますが、まずお伺ひたい。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 御承知のように、日本の産業が高度に発展して参りますし、あるいは日本の国民生活

の水準が上がつて、文化的な仕事を政府が相当急速にやらなければならぬと

る時間もございませぬが、それくらいたくさんあるわけです。次にはどんなものがくるだろうかということについて私は将来の展望としてみたい。なぜならば、この公団も、おおよそ自由主義であるからそうなるのが本来自然かもしれない。出たとこ勝負といひます

か、おおよそ計画というものはなささうに思ふので、そのときそのときに自由でありあるいはまた不都合である、その場合には、そのときの政策として出るのが至当かもしれないが、もし計画があるとすれば、もつと大きい構

想で、国土公団なんといったようなものを作られてもいいじゃないか。電源開発会社というものができてこれ特殊会社、ほとんど水を中心扱つておる。今度それができる。あるいは

各自自治体においては、御承知のように、水についてはかなりの公共投資をやつておるといったようなものはそのま

○藤田進君　まあ先ほど来の質疑応答の中で、公団のほうがとにかく官業、官営あるいは民営というものよりもいいのだということの裏づけとしてはかなり乏しいものがあつたと思うのです。従来尽くされておる論争の中にも若干見られておりますが、しかし、よりパブリックなものだということだけで、今の基本政策の、池田内閣に限定すれば、自由主義経済というものからいうと、案外矛盾というものがあるように、私は思うのです。なぜかという

こういう場合、もうからないだれも投資しないもの、これにわが国の公団と云うものはおよそ限定されているように思う。すばらしくもうかるものについては自由主義でおやりになるし、どうももうからないもの、投資困難なものについて国が出てくる。ここに世にいう回り回って大資本の擁護の政策じゃないかということが具体的に出てくるし、これでもそう思う、私は。したがってこの公団をお作りになるにあたって、私はそういう前提を頭の中に描いておりますから次の質疑が出るわけですが、この公団が先行投資を含む投資をなさる場合に、減価償却などはこれは会社ができて総裁、理事が集まってきめるといつてしまえばそれままであります、一応の構想としてはどういうふうにお考えになつていらっしゃるか。水関係についても減価償却の年限が、あるものは二十年、同じものでも堰堤などの場合は、あるところは百年とかあるところは五十年とかといったような、減価償却の年限が施行者によつてかなり違います。たとえば発電、電源開発といったような場合でも県営の場合、それから民営の場合ではこれは違ふんです。したがつてそれは電力料金にもむろん関係してきます。短期に償却しようと思えばコストが高くなるのはあたりまえですからね。この場合にダムもありましょう、水路もありましょう、あるいはこれをデイストリビュートされるための水路ですね、鉄筋なり鉄管なり必要になつてくるであります、うが、いずれにしてもそういうこの施設等に對する公団の経営というものが、これは受益者負担ということが中心になつております

けれども、これらの点がどういふふうに通算されるんだろうか。これに比べてかなり公団の性格というものが変わってくるんじゃないだろうか。たとえばアロケーションの問題をあげてみても当面百トン必要だ、したがって百トンの計画をし、これが実施をするという場合にはあまり問題は起こらないでしょうが、将来計画を含むと工場の誘致その他含んで当面百トン必要だが、将来は二百トンないし三百トンの施設を作っておく必要があるという場合には、一挙にその水を必要とする——これは工業用水に一応限定して申し上げますが、一挙に計画万ばいの二百トンという工場はこないでです。おそらく今後将来十年間続くかもしれない。そういう場合に当初の百トンとはとりあえず必要とし売れるわけでありませんが、あとの百トンについては、二百トンの計画の場合ですね、百トンを将来に備えた場合に、その百トンの減価償却なりといったようなものはどうなるのだろうか。それは地方に現実の問題もあるですね。それはとりあえず百トンの水を使っている工場、産業に対して少しコストよりは上回った単価だけれども二百トンの一部をひとつ負担してもらおう。公団も若干負担をしようという考え方になるのか、二百トン割るのコストですね。したがってトン当たりのコストそのままで百トンというものを売ることか。そういうようなところをまあ端的に聞いたほうが性格上わかると思うんですけど、質問の趣旨がわかりましたら、その点でまずお答えをいただきます。○国務大臣(藤山愛一郎君) 水の価格の問題等につきましては、いづれ事務

当局から詳細を御説明申し上げましたが、前段の問題についてお答えしておきたいと思うんですが、こういう公団の利用が何か大資本に非常に偏重になるんじゃないか。昔ならば大資本は自分で用水をやるんだが、今度はこういうことで、大資本にいろいろな利益になるんじゃないかというお話ですが、むしろ藤田さんのお説でございしますが、むしろ私は逆であつて、大資本なら自分の工場立地を探する場合に水に適當なところにも行き得ますけれども、都市における中小企業というものは自分の力でもって水を引くことができない。そういうところの集団に対して水を供給するということは、私は、これは産業立地の基盤を造成する上において非常に重要なことでありまして、そういう意味において私やっぱり公団は中小企業にも非常に重要だと思ひます。また同時に大資本が水を自分で確保するというようなことの場合に、そのこと自体が全体の水系の利用というものに對して与える影響というものを考えなければならぬわけでありまして、そういう意味においてはやはりこういうような総合的な開發計畫を立てて、そうしてその中にその位置をきめていくということがやはり必要なんじゃないかと思ひますので、そういう意味において、お説ではございませうけれども、必ずしも大資本だけにこれが非常に有利に働くものではないと思ひます。

水のアロケーションその他につきましてはは事務当局から申し上げます。

○政府委員(曾田忠君) 今先行投資につきましてお話があつたわけでございますが、お話のように公団を作りまして

た一つのゆえんのもの、いわゆる現在水の需要が確定してない場合におきまして、将来を見越して施設の建設を行なうという、いわゆる先行投資の關係も公団の設立の一つの理由になつてゐるわけですが、今お尋ねのこの關係の償還といいますが、コストの問題でござりますが、こういう問題につきましては実は非常にむずかしい問題だとわれわれ思つております。で、どういふ場合にさしあたり問題が起るかといふことをわれわれ考へておるわけですが、さしあたり現在いろいろ利根川等におきましてダムの建設を予定しておるわけですが、これは御承知のように非常に現在水の需要が逼迫しております。關係上、現在建設省で考へておるわけですが、おむね確定しております。ダムにつきましても、現在のダムの容量ですべて需要がまかなわれなければならぬといふような關係になつておると思つております。

それからもう一つ、ダムはそういうふうなダムの容量そのものはまあ需要に見合う程度の量でございすけれども、たとえば幹線水路を作るといいます場合には、そういう場合におきまして、現在のダムの計画におきましてはたとへば十五トンの水路を掘ればよろしい、しかし将来その幹線水路には二十トン程度の水が将来需要として考へられるという場合には、十五トンのものは、あるいは幹線水路を十五トンのものよりも二十トンのものを作つた方が経費も安くつくといふような事情がございまして、まあさしあたりはそういう問題につきまして先行投資をやつ

たらどうかといふことを検討しておるわけですが、この場合、将来まあ、またこの場合におきましても、そうまあ十年とか二十年とかそういうのは、先行的投資といふことは、いろいろ財政上の問題もございすし、そう長い将来の先行投資といふのはわれわれは考へる必要はないかと思つておるわけですが、そういうふうな場合におきまして、いわゆる財源といふことは借入金、あるいは水資源公団債券といふものが財源となると思ひますけれども、若干長期間にわたりましてその資金が出るといふ關係も考慮いたしまして、できまづならば出資金をい

〇藤田進君 その趣旨はけっこうなんです。これは現実、今、公共事業でおやりになつたところでも問題があらましてね。ある造船会社では非常に従来のものよりもトン当たりのコストがもう半分くらいのところがあるのです。しかしあわせて上水道にそれを使つたというところで、市民のほうにはあべらば高い水を使うことになつたというところがあります。で、これはもつと規模の大きい問題を扱うわけでしょうから、さらにその点の格差が大きくなるかもしれない。先行投資は、これはこの法案の趣旨から見ても、急速に増加しつつあるものにも対処するといふのですから、その将来見通しについては別として、五年かまあ二十年かそれは別として、先行投資と

いふのはこれは当然伴うのです。水路の拡張とかそんなことは、今の用地買収だけ考へてみたつてなかなか容易なことじゃないのですから、これはもうやむを得ないと思ひますが、その場合に今申し上げた造船の場合でも出資をしたわけですね。出資をしたのだから、あなたの例を引用すれば、二十トンならば二十トンの計画はしたけれども、その造船所が十トンしか使わないのだから、二十トンに対するコストを割り出して、その十トン分と、そういうことで、なかなか、まあ市の場合を例にとると、その独立採算といふことができない。できないからあとを市民の上水道のほうへ割賦しちゃうといふことで問題があるわけですが、この場合もあるいは上水道を併用すればそういう問題が起きないとも限らない。あるいは工業用水をほとんどのパーセント、八割も九割も工業用水といふことになれば、その点の単価問題が当然問題になるし、この法案が出ましてから、私も、その点がどうなるのだからという心配の筋はかなりやばり出ております。その点は今の御答弁ではなるべく安くしたいとおしやいます

〇國務大臣(藤山愛一郎君) お話のようには問題はないと思ひますが、先行投資をやつて、先ほどお話しのように、百トンしか現在要らないのを二百トンの工事をやつて将来に備へる。そ

の場合の百トンの水の需要家に対する料金、割当はどういうふうにするべきかといふこと、もう一つは、同じような水路を利用して工業用水とあるいは上水道に使うといふような場合における、その上水道と工業用水との比例、割合でございすか、金額でございすか、使用料の割合といふようなもの、二つの話だと思ひます。むしろ先行投資をやりました場合に、これを全部が全部そのまま需要者にふつけてしまふといふのも常識的にいへばいかかと思ひますし、そうかといふのも、早急に便益を得るわけでもないから、ある程度負担していいのじゃないかと思ふのであります。その場合における、できるだけ資金コストの關係等を考へまして、公団もある程度負担しながらそういうものをできるだけ初めから利用している人にも、今後利用していく人にも同じような割合で考へ、同じような便益で考へるように特別に考慮を払つていかなければならぬと思ひます。また農業用水でありますとかあるいは都市の水道等につきましては、都市の水道といふものは生活必需品とみていいわけでありまして、そういう面についてはやはり特段の考慮を払わなければならなりません。でありますから、そういう点についても、料金の決定といふような場合には十分そういう点を含みながら工業用水との配分を考へて参らなければならぬと思ひます。具体的に、まあ工事の金額等によりましてそれらのものを、そういう心持があるいはそういう方針のもとに決定していくことが私は必要だと思ふのであります。将来

〇國務大臣(藤山愛一郎君) さしあたり利根川及び淀川のことを考へておるわけですが、これは利根川水系と、利根川の場合には、適当でないかと思ひますが、将来これは利根川と淀川だけでなくて、漸次その緩急に応じて適用なさるのでございす。そこをまずお聞きしておきたい。

〇藤田進君 要約すると、先行投資に對するある部分は、とりあえず利用する人たちに負担をしていただくんだという基本方針と解釈してよろしいでございすか。

〇國務大臣(藤山愛一郎君) 今申し上げておきますことは、必ず基本方針としておるというものを申し上げておるのではなくて、実情から見ても、そのときどきにやはりきめていく必要があるであつて、何か私がこゝで一つの割合をきめておるという意図ではございせん。

方は持つておらないので、そういう意味で広がって参る、こういうことでございます。

○藤田進君　そこで実際問題として、

そのときは法律改正という手はもちろんです。一応まあ改正をしない。将来とも役立つ法律ということになります。一水系だけの指定というのでなくて、隣の水系にも及ぶという場合は当然あると思うのです。この条文を見ると利根川なら利根川、吉野川なら吉野川というものをその水系を指定なさるので、どうも並列に隣もというふうにならないように思う。これは運営の面の問題ですね。その趣旨はもつと敷衍しなければならぬ。それから、おっしゃるように、公団あるいは既設の発電所なり、多目的ダムなり、大小合戦した河川にはいろいろな施設があるわけですが、これは有機的に、合理的に運営をはかるのだという御答弁ですが、その問題はあと回しにいたしまして、いづれにしても、おおよそ指定なさるような河川といえ、当面、かなり水資源の豊富なおととも言えるところです。必ずそういうところには、既設の諸種の施設がありまして、あるいはまた適当だと思ふところは、かなり人家があつて立ちのきがむずかしいとか、ダムの場合を考慮いたしまして、そうなる、案外流域変更というふうなことが、私ども出身の中国筋あたりに参りますと、山口の岩国辺以西の工業用水は、一つ小瀬川というのがあります、広島県と山口県の間あたりに、今工事をやることになつておりますね、建設省が。このように、いわば流域と変わったところに持つていく。それから全然流域変更して、隣

の水系から、こっちの方へ導いてくる。といったようなことを考えない限り、なかなか水資源を活用するのはむずかしい状態にある。

そうすると、この法律にいう特定の水域だけでは、なかなか解決はしない。そういう点を、どういう運用になさるのでございませうか。

○国務大臣(藤山愛一郎君)　お話のようなたとえはよく近接した河川ですね。まあ例が適当かどうか知りませんが、思いつきで申し上げれば、たとえば揖斐川と長良川というような非常に隣接したところ、それを合理的にあわせて計画を立てることが必要だ、その中間地帯、あるいはその近傍を含めて、そうすれば、その二つの水系を指定し、一つの基本計画として、水系を指定しても、それは適当であると思ひます。ただ、第二のお話のような、水を少くもその水系から、他に水系のないようなところに活用していくという場合には、その水が、そういう量を持つてゐるか。あるいはそのこと自体が、既存の河川の利用者に影響を与えるか。与えないかというところが、これは非常に重要な問題になつてきますので、理論としては、そういうことがむづろん考えられないことはございませぬけれども、実際の関係府県の意見が十分にそのういふ問題について、お互いに協力し合うという状態になければ、なかなかむずかしい問題だと思ふので、何か一つの、無理に強行するということは、政治的にはやはり避くべきだと、こう考へております。

○藤田進君　今の問題に関連を持つわけですが、既設の諸施設、これは一般

的ににお聞きするわけですが、それとの必ずしも合理的な調整というものは、むずかしいのではないだろうか。おおよそこの水資源開発公団あたりで手をつけるところは、かなりの渇水期におきましても流量のあるところでなければならぬでしょう、この目的上。そういうところが、上流にあるのは公団がねらつておる。その地点よりも下流に、あるいは発電所があるかもしれないとすると、既設の工業その他用水施設があるかもしれない、それから小さいものは、農業用水などいわゆる水利組合的なものもむろんありましよう。しかしこれを同じ、たとえば現在電力なら電力に立つて見まして、電源開発会社と当該地域に配電をしてゐるところの電力会社の間に、ダムに関する限りは下流増の交渉だとか、なかなかめんどうな問題がやっぱあるわけですね。

今度竣工した御母衣の場合、下流に関西電力の堰堤がある。この下流増をどうするか。できましては売れる方と買う方の関係ができてまして、なかなか問題ですが、ましてや、公団とそれらとの調整というところは、既設のものとの調整というところは、言うべくしてなかなか簡単ではないのじやないか。豊水期なら問題ないでしょうが、わが国のような、かなり渇水期の長い、しかも年に二度くらい、これが季節的に来るというところでは、工業用水は、かなり常時必要です。あるいはお正月くらいは少なくても済むかもしれないませんが、必ずしもお正月あたりが豊水期でもないわけ、そうなる、上流に電源用のダムがあるという場合における、放流いたします水量が問題になつてくるでしょう。そう自由

に電力の負荷とあわせて、そのダムの操作をするというわけに参らない、この公団の方が加わることに参りますとね。下流の場合においては、なおさらのことでしょう。工業用水その他に、大量に上流においての公団が水を取るといふことになれば、下流の施設はおよそ機能を失うわけですね。

そのことに対する調整は、法文で見ると、国土総合開発審議会あるいは電源開発調整審議会と、これらと調整をとるのだということが計画自体も含めて、おそろく調整をとられるのでしよう、書いてありますけれども、事実問題として、そういうものでうまくいくものだろうかどうだろうか、この場合における今の電源開発会社と九電力の場合にも、調整機関が必要じゃないかというのを言われたくらいであります。この場合、現実の問題が出た場合に、この調整というものが、はたして現行憲法上、財産権上うまくいくかどうか、どうだろうかという私は疑問を持つておる。これは紳士同志で肩をたたけばわかると言へば、それまでであります。どういふふうな手順をお考えになつてゐるのだろうか、これが一つであります。

○国務大臣(藤山愛一郎君)　お話の問題については、まず基本計画を策定するときに、十分にその点を留意いたしまして、そうしてその計画自体の中で、お互いの権限といひますか、過去における既得権もございまして、あるいは将来に対する展望もあろうと思ひます。そこいらのものを十分調整して、基本計画を立てることがまず第一段だと思ひます。むろん今回の場合に、基本計画を立てる場合に、渇水という

ようなものを相当予想して、そうしてそのときの場合における、ある程度の水量というものを基本的な水量として考へて、そうしてそれから配分というものは、ある程度考へて参らなければ、非常な豊水期であります水を測定して考へるわけに参らぬと思ひます。でありますから、そういうことで基本計画を十分立てまして、しかし立てまして実行に移した場合に、それでは何かトラブルが全然ないかといへば、やはり渇水等の起こりました場合に、特に異常渇水というふうな問題が起りました場合には、若干の問題がないとは思ひます。

そういう場合には、やはり関係者が大局に立ちまして、それぞれの必要のウエイトを、あるいは緊急性というよなものの上に立つて、総合的に判断をすることをいたして参らなければ、こういうものが当然円滑に動くわけでもない。各自がそれぞれ一方的な立場だけを固執して参るわけにはいかないと思ひます。でありますから、そういう精神のもとにこれを運営していくということによつて円滑にしていきたい。

そこで、何かそういう場合に、そういうものを解決する機関がなければいけないのではないかと、いふようなお話かと思ひますが、現在においては、特に機関を考へておるわけではございませぬけれども、将来、何かそういうことを調整する必要があるとあるというふうな場合には、私どもも考へて参らなければならぬと思ひますが、総合開発という今後の大きな見地に立つて、基本計画で十分な検討をした上で進めて参りますから、過去にありま

ないで済むのではないかというふうに考えております。

○藤田進君 そういう円満にいく場合はけつこうなことで、そういう行政指導なり何なりなさればけつこうですが、同時に計画が電源開発の場合にも、その他の施設の場合も、この公団が行なう水資源の場合も、同時に計画と施行がなされる場合は、今おっしゃる通りに、それぞれ国は、その認可権なりその他を持っているわけですから、調整もたやすいと思うのです。しかし、すでにある既設のものとは新しく作ろうとするこの公団の場合のケースを考えると、そう簡単じゃないだろう。従来ダムを作りまして、下流に對して放流いたします水量がどうか、漁業権がどうか、先ほど申し上げたような流域を変更するといふ場合には、なかなかめんどろなもので、結局解決しているものは何か、それは行政指導とか非常に民主的に低姿勢でいったとかいうことよりも、とどのつまり補償金とか、そういう金が大きな解決のてこ入れになつてゐるのですね。したがつて、公共補償を含む一般のこの種事業に對する補償といふものは驚くべき状態になつてゐる。そのことも含めて、前国会で土地収用法等の特別措置といふものも出てきたのだらうと思うわけですが、そういう場合に困難な調整の場合に、法的には、政府あるいは公団として話が進められるのか、法的な根拠ですね、単なる話し合いのことだけなのか、何か法規的根拠があつて調整が……。最終的には、行政訴訟になるのかどうかしらませんが。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 事務当局から御説明いたします。

○政府委員(曾田忠君) まず一つの問題といたしまして、公団が水資源の開発施設を作り出す場合におきまして、あるいはまた、基本計画を内閣総理大臣が決定する場合におきましても、既得の水利権は尊重するといふことは当然だと考えております。

で、今お尋ねのいろいろなダムを作り出す場合等におきまして、あるいは漁業補償とか、いろいろの関係が出てくるかと思ひますが、そういう場合におきましては、現在もそうでございまして、それぞれ適正な補償を行なうといふことは当然やるべきだと思つております。特に法律上の既得の権限との調整といふことは、まあ具体的に、は、法律上のものではない、要するに、新しく施設を作り出す場合におきましては、既得権は尊重するといふ建前で、当然行なうべきじゃないかというふうな考へてゐるわけでございます。

あと個々の補償の問題その他は、いろいろ補償の基準等もできておりますが、そういうものに従ひまして、公正妥当に行なつていかなければならぬと、そういうふうな考へております。

○藤田進君 原則としては、既得権を尊重されるでしょう。また尊重する。表現としては、尊重したのだから補償でもつて、それを、いわゆる損害補償も、いろいろな補償の類別はありますが、尊重したから補償でもつて済ませるのだという形もあるわけで、そのまますぐり琵琶湖の例をとつてみても、漁業権は既得権である、したがつて、これは一切手をかけないのだ、水をかさ上げもしなければ、またダウン

もしないのだというもののじゃなからうと思う。尊重するから損害賠償なのか……。そういったような補償でもつて解決しようとなるのだからと思ふのです。しかし、どうしてか、あれじゃないのですか、どうしてか、地元はがえんじないという場合には、先般創設した土地収用法等の臨時特例によつて、これは、この公団自体にも適用になるのじゃありませんか、土地も水もですね。

○政府委員(曾田忠君) お答えいたします。お話のように、先般の通常国会で成立いたしました土地収用法の特例法は、大規模な水利事業につきましても、この公団につきましても適用がある、そういうふうな考へております。

○藤田進君 ですから、結局その競合なんですか、既得権なりといつたようなものは尊重するとは言いながら、まあかりに琵琶湖の場合を考へてみると、知事が同意するかしらないというところ、別個の問題としては、先般の特別法で取用できることも、かなり短期間に今度はできるようなつたわけですから、これがまるまる作用してくる、これは円満に解決することが建前だとおっしゃるでしようが、どうして、事業計画が進んでいかなければ、これが出てくるというところは容易に考へられるのじゃないですか。そのため、あの法律を先般かなり急いでお作りになつたのではないですか、政府として……。

○政府委員(曾田忠君) 今局長が申しましたのは、公共用地の取得の問題でございまして、土地の取得の問題は、あるいはそういう手がございまして、水利権を侵す侵さぬとかいう問題

になりまして、かりにその管轄の知事さんの同意を得られまして計画ができましたと、さて実施になりますと、民法上の問題といたしまして、やっぱりそういう権利の争いというものが残ると思つてございまして、まあなるべくそれを侵さぬように、円満に解決するために補償の問題その他で、そういう権利関係の紛争にならぬようにやつていく処置が必要だと思ひます。土地の取得の場合には、この公共用地の取得の問題が発動いたし得る場合がござい

ますと、原則として、少なくとも水利権を侵す侵さぬものは、既得の水利権を侵す侵さぬものは、許可はいたしませんと思ひますけれども、具体的な問題になりますと、争ひがございまして、水利権なりや、いなや、あるいははたして、それが損害があるかどうか、どの程度の補償をするとか、いろいろ問題が出ると思ひますが、その点も、本法にきめまします審議会で十分審議をし、それから基本計画を立てるときにも、十分考へてみまして、その地方の利害を代表される知事さんの意見もよく聞いてやつていきたいと思ひますが、最後の、どうしても紛争が起つたときには、これは民事問題となつて残るおそれはあるのでございまして、ひとつ、まあそういうことのないように、できるだけ円満に事を運びたいと考へてそのために審議会、あるいは知事の意見を聞く制度、あるいは基本計画を周知にする関係の行政の長に相談する、いろいろこういう制度が設けられてあります。また、この審議会の中に、特別の専門委員を設けたりいたしましたので、でき

るだけ周到に手を尽くしていくようにしてゐるのでございまして。それをせいぜい活用して、円満に処理したいと思つております。

○藤田進君 いや、円満主義はけつこうですが、だけれども、土地については特例法が出てくる、しかし水については、やっぱりあれが作用してくるのじゃないのですか、民事問題で、民事訴訟なり何なりということでは、非常に長くなるし、いわんやまた、今までの土地収用法でもかなり長くなるので、先般特例法ができたわけで、その特例法に關する限り、この公団の行なう事業については適用になる、作用になる、土地も水も作用するんだ。こういうのですか、水は作用しない、あの法律は關係ない、土地についてはあるとおっしゃるのか。

○説明員(鮎川幸雄君) 最初の水の水利権の問題がございまして、その点からお答え申し上げたいと思ひますが、既得の水利権があつた場合今度公団が施設を作つて、その施設によつて、どういふふうな關係になるかといふお話だつたと思ひますが、新しい水利権が付与されます場合には、既得の水利権をもとにいたしまして、その水利権を侵害しないように、と申しますのは、新しい水利権は、従来の水量に對して与えられてゐるもののはか新たに水利権として認められる水量等があります場合について、水利権が認められるわけでありまして、したがひまして、またそれを水利権を許可いたします場合には、渾水期その他によつて、ほかに侵害を与えるような場合がございまして、条件等をつけてまして、そういうものが、あとにできたものが、既得の

水利権を侵す侵さぬとかいう問題

水利権を侵す侵さぬとかいう問題

水利権を侵す侵さぬとかいう問題

水利を侵さないような条件等をつけてやっておるわけでありませう。

今度の場合、水資源開発公団は既得の水利権、自然の流量と申しますか、そういうものだけでは足りないもので、渾水期等にも備えて、新たに水源対策として、いろいろな施設を作りまして、できるだけ渾水期におきまして既得の水利を満たし、また今後の新たな需要にも対するということになるわけでありまして、計画上は、先ほどからお話がございますように、そういうふうなことがないようにはいたしておらずし、水利権につきましても、そういうことが衝突しないような方法でやっておるわけでありませう。

それから補償の問題についてでございますが、水資源開発公団が事業をいたします場合、用地を取得することになりますと、大規模な水資源開発施設ということで用地取得については公共用地取得の特別措置法が適用されるようになっておるわけでありませう。

なお、これにつきましては、ただ政令等がございまして、それによつて、若干整理しなければならぬのでございませうが法律の趣旨としては、そういうふうになっておるのであります。

○藤田進君 私の間いているのは、土地の場合には、政務次官も答えられたように、疑義がないように思ふ。私も作用すると思ふ。既得権を侵害しないというの、そのまゝそこに水車小屋があれば、水車小屋を残して、絶対につぶしてはならない。これが侵害しないというのではないのじゃないか。これは適当な補償のもとに撤去することでもできるでしょう。しかし、その場合

に問題は、土地収用法等の特別措置というものが作用して、補償が高いとか安いとか、そんなことを四の五の言つていたんでは、事業が進まないということ、その法律が作用してくるのではないだろうか。従来その法の審議の過程には、そうわれわれは答弁を受けておる。

そこで、それは今の水以外のものに対する補償等、土地とか——今言うのは水ですね、水というものの対しては、特別措置法が作用してくるのじゃないか。それが作用しないのかどうか。

○説明員(鮎川幸雄君) 公共用地取得制度の措置法が、たゞいま手元にございませうが、土地収用法では、原則として土地の収用が原則でございませうが、土地収用法の五条で権利の収用という規定がございまして、この中に、地上権や鉱業権のほかに、水利権の消滅の規定等もございませう。

○藤田進君 そうでしょう。

○説明員(鮎川幸雄君) ございませう。したがうして、公共用地につきましても、たゞいま手元にございませうが、明瞭なお答えはできませんが、このまゝの、権利の収用等も考えておりますならば、そのことが、公共用地のほうにも承継されているかと思ひますが、たゞいま法律がございませうので、明確なお答えができませんような次第でございませう。

○藤田進君 この点は政務次官言われていたが、水利権の競合という場合に、同時に計画し、実施する場合は、割合これはイーブンでしょう。私もそう思う。条文に書いてあるとおり、うまくいく場合が多いでしょう。しかし

既設のものとの関係は、そう簡単でない。簡単でないということは、民主的にやりやうになるとか円満にということになると、なかなか物事がきまらないというわけですね。

それをきめるためには、何か法律を必要とするのか。これは一つの権力でしょう。その場合に、今考えられるのは、お答えにはならなかったけれども、土地収用に関する特別措置ですね、先般通常国会で通つた。どうもこれが作用してくるようには私は思ふ。それが公共用地という土地だけではない、水にも及ぶ、私はそのように思ふ。かにか思ふので、そういう場合に、既設の発電所、これは大小ございませう。貯水式もありませうし、流下式もありませうが、いずれにしても、発電のほうからいへば、夜間はひとつ水をためておいて、ピークでありますからためておいて、昼のピークに放水をする。そうして火力の運転をできるだけ押えていくというのが、従来やつていた調整の根本なんですね。

ところが二方水のほうは、なるほど夜は要らない分もあるけれども、化学関係産業あるいは鉄鋼関係産業といったような、夜間といへども間断なく使つていくという工業用水からすると、かなり競合するものでしょう。そういう場合の調整というものは、必ずしも話し合いだけで、うまくいくかどうかは問題があると思ふ。そういう際には、たゞいまの特別措置法について、水といふものに対して作用があるのか、ないのか。あるいは別途に、話し合いでいかなる場合には、どういう方法が法的に裏づけとしてあるのかという点を、ひとつ御検討いただいて、月曜日

にお答えいただきたいと思います。

○委員長(後藤義隆君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(後藤義隆君) 速記を起して。而案についての本日の審査は、この程度にいたしたいと存じます。明二十七日は、午後一時、連合審査会、連合審査会散会後委員会を開会いたします。それでは、これにて散会いたします。

午後五時二十九分散会

十月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律案(衆)

国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律案

国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律案

国土開発縦貫自動車道建設法(昭和三十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

別表中九州自動車道の項の次に次のように加える。

北陸自動車道 新潟市 大津市

富山市附近 金沢市附近 福井市附近

附則
この法律は、公布の日から施行する。

昭和三十六年十一月四日印刷

昭和三十六年十一月六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局